

共済だより

kyosai dayori 2026 April No.589

黒潮荘



4

直営施設をご利用ください!

特!
2,000円

令和8年度も直営施設の利用助成に
特別加算(2,000円)を行います!

詳細は30ページ
をご覧ください。

加えて、直営施設利用券の適用範囲が
2親等から3親等に拡大されます!

那須の森ヴィレッジ



オークラ千葉ホテル

→目次は2ページへ

千葉県市町村職員共済組合
<https://www.c-scskyousai.or.jp/>



黒潮荘では、今年度も引き続き、“どこよりも安心できる皆さまのための施設”として、組合員の皆さまが安心・安全にご利用いただける施設運営に努めてまいります。

また、この間、当施設では、昨今の飲食材料費を中心とした物価高騰の影響等への対策として、仕入先の精査等をはじめとした出来る限りの対応を行ってきたところですが、当施設の強みである食の品質・魅力やサービス水準を維持し、安心安全な施設運営を行っていくため、今年度から右記のとおり料金改定をさせていただきます。

- **宿泊料** (税サ別、以下同様) :
大人+400円、小人+200円
- **朝食料** : 大人+200円、小人+100円
- **夕食料** : なぎさコース+250円、
黒潮山海コース+350円

今後も、黒潮荘は、組合員の皆さまに旬のおいしい料理と温泉で心身ともに「くつろぎ、やすらぎ」の時間をお過ごしいただけるよう、更なるサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

春の宿泊プランのご案内

期間 令和8年5月31日(日)まで



黒潮山海コース



なぎさコース

お一人様 1泊2食付
10,750円※

春を感じられる魚や旬菜などご堪能いただける豪華な料理です。



お一人様 1泊2食付
8,650円※

春の味覚をお召し上がりいただける和会席料理になります。
+500円でご飯をお寿司5貫盛に変更できます。
ご希望の方は、ご利用日の**5日前**までにご連絡ください。

黒潮荘大感謝祭

日頃のご愛顧に感謝を込めまして、**4月限定**で感謝祭を開催いたします。
通常8,650円(助成金控除後)のなぎさコースがなんと**7,300円**(※休前日は+1,210円)。さらに、次回ご利用いただける**5%割引券**(※)付き。

新規に組合員になられた方、黒潮荘をまだご利用されたことのない方から、もっともっと黒潮荘で癒し、くつろぎのひとつきを満喫したいという常連の方々まで、この機会にぜひ黒潮荘をご利用ください。
※各種助成金等控除後の金額から5%割引になります。

特定日 ディスカウント キャンペーン

5月限定で対象日に、1泊2食付きの宿泊プランを利用された方、1名様につき、一律1,000円お値引きいたします。
対象日は、右記のとおりとなります。
この機会に、お得に黒潮荘をご利用ください。
※特の日が対象日となります。

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
	休館日	休館日	休館日	特		
17	18	19	20	21	22	23
	特	特	特	特		
24/31	25	26	27	28	29	30
	休館日	休館日	特	特		

CONTENTS

- 2 黒潮荘つうしん
- 4 令和8年度「フォレスト・ヴィラ」を開設します
- 6 シーカヤック教室開催のお知らせ!
- 7 茶臼岳トレッキング教室開催のお知らせ
- 8 令和8年度事業計画及び予算について
- 15 貸付制度をご活用ください/ だんしん事業のご案内
- 16 公的年金制度のしくみ
- 18 資格情報通知書・資格確認書について
- 20 組合員の被扶養者の基準について
- 22 令和8年扶養事実確認調査について
- 23 貯金事業からのお知らせ/ 子ども・子育て支援金制度
- 24 「標準報酬決定・改定通知書」と「標準期末手当等決定通知書」について
- 25 退職等年金給付/自動車ローン(物資供給事業)をぜひご利用ください
- 26 令和8年度特定健康診査・特定保健指導の実施方法について
- 28 健康管理講座 募集案内
- 29 「施設利用券」等のご使用の際の注意事項について
- 30 令和8年度も直営施設の利用助成金に特別加算を行います!/ 令和8年度厚生事業予定のご案内
- 31 ゴルフ大会開催のお知らせ!
- 32 「新・団体医療保険」のご案内/ 市町村職員年金者連盟のご案内
- 33 令和8年度契約施設のお知らせ/ 組合会議員の就職について
- 34 共済組合からのお知らせ
- 35 全国共済施設案内「東京都」
- 36 那須の森ヴィレッジからのお知らせ
- 38 オークラ千葉ホテルニュース

夏のお寿司食べ放題プラン

期間 令和8年6月1日(月)～令和8年8月30日(日)



料金

令和8年6月1日(月)～7月17日(金) → **9,700円**※
 令和8年7月18日(土)～8月30日(日) → **13,421円**～※
 夏期期間(令和8年7月18日～8月30日)については、お部屋タイプ等により、料金が異なります。

昨年大好評いただいた「お寿司の食べ放題」を期間限定で実施します。また、黒潮荘の名物「房州産アジフライ」など、沢山の海の幸をお召し上がりいただけます。



＜イメージ＞

期間中は、お寿司食べ放題プランのみの販売になります。



※1泊2食、税・サ込み、利用券使用後の料金です。 ※仕入れ状況により内容が変わる場合もございます。
 ※夏季期間を除く休前日は+1,210円(税込)でご利用いただけます。 ※ご利用日前10日からは、キャンセル料が発生します。

かもなす Wキャンペーンのお知らせ

黒潮荘・那須の森ヴィレッジ2施設合同キャンペーンを開催します！組合員の皆さまにお得な特典をご用意いたしました。皆さまのお越しをスタッフ一同、心よりお待ちしております！

実施期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

※那須の森ヴィレッジについては、開所期間のみの実施となります。

1 かもなすスタンプラリーで、宿泊割引券をプレゼント！

宿泊1泊につきスタンプを1つ押させていただきます。両施設のスタンプが揃うと、2,000円分の宿泊割引券をプレゼント！ 両施設利用してスタンプを4個集めると、更に5,000円分の宿泊割引券をプレゼント！
 ※スタンプカードは1組につき1枚とさせていただきます。

2 毎月抽選で当たる！豪華賞品プレゼント！

宿泊時に応募券を配付いたします。各施設毎月抽選で2名様に「かも・なす」の地元高級食材をプレゼント！

● 黒潮荘休館日

令和8年 4月	5月	6月
13日(月) 14日(火) 15日(水)	11日(月) 12日(火) 13日(水) 25日(月) 26日(火)	1日(月) 2日(火) 3日(水) 30日(火)
7月	8月	9月
1日(水) 13日(月) 14日(火) 15日(水)	31日(月)	1日(火) 2日(水) 29日(火) 30日(水)



Facebookでも最新情報更新中！

黒潮荘最新情報や館内でのイベント情報や空室情報等を随時更新しておりますので、気になった方はフォローして「いいね！」してください！



Instagram
もやっています！

Instagramは支援や関与をしていません。



ご予約・お問い合わせ

千葉県市町村職員共済組合保養所
南房総鴨川

Tel. 04(7092)2205

黒潮荘



ホームページ

<https://www.kuroshioso.jp/>

パスワード(コード)は『9640』です。

〒296-0004 千葉県鴨川市貝渚 2565
Fax 04 (7093) 1213

黒潮荘

検索

ヴィラ」を開設します

夏休みを過ごしてみませんか？～

ヴィラ」を今年度も開設いたします。
休みを満喫できる2つの施設をご用意いたしました。
してみませんか。
ご覧ください。

軽井沢は1泊朝食付き、
嬭恋は1泊2食付きです。



7/18～
8/10泊

嬭恋プリンスホテル

- 所在地 群馬県吾妻郡嬭恋村嬭恋高原
- 電話番号 0279(97)2323 (9時～16時 施設直通)
0279(97)4111 (代表)
- 交通 車利用/上信越自動車道碓氷軽井沢I.C.から鬼押ハイウエー、万座ハイウエー経由で49km
電車利用/JR線・吾妻線万座・鹿沢口駅からタクシーで10分。
万座温泉行きバスで10分、嬭恋プリンスホテル前下車徒歩1分。
- 食事案内 (2食付き)
夕食/レストラン/和・洋・中buffet
(お食事の内容は、時期により変更になる場合がありますのでご了承ください。)
朝食/レストラン/和・洋buffet
- 周辺案内
付帯施設/嬭恋高原ゴルフ場(18H)、露天風呂(温泉)、グラウンドゴルフ、卓球
近隣施設/鬼押し出丸、浅間山、万座温泉、草津温泉、志賀高原、鎌原観音堂、嬭恋村郷土資料館、軽井沢おもちゃ王国、軽井沢ショッピングプラザ



- 所在地 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢
- 電話番号 0267(42)8686 (9時～17時30分 予約係直通)
0267(42)1111 (代表)
- 交通 車利用/上信越自動車道碓氷軽井沢I.C.から約11km
ご宿泊のお客様：1泊につき1台1,000円
(ご出発日の22：00までご利用いただけます)
電車利用/北陸新幹線軽井沢駅南口から徒歩約13分

- 食事案内 (朝食付き)
夕食/イースト：All Day Dining Karuizawa Grill 洋食コース
イースト：すき焼 しゃぶしゃぶ 鉄板焼 爽風 しゃぶしゃぶコース
ウエスト：中国料理 桃李 コース料理
ウエスト：ALL DAY DINING LOUNGE / BAR Primrose(buffet)
ウエスト：日本料理 からまつ 会席コース
*時期やメニューにより料金は異なります。ホテルへご確認ください。
*サービス料(13%)が別途かかります。
朝食/ウエスト：宴会場buffetまたはレストラン
*その他、周辺にもお食事場所があります。
※夕食・朝食はどちらも予約制です。各自予約をお願いいたします。
レストラン予約係：0267(42)1111 (9時～20時30分)
Web予約につきましてはホテルWebサイトの各レストランのページよりご確認ください。

- 温泉案内
ウエストコテージ宿泊のお客様は、6時～19時(最終受付)に限り、1回おとな2,000円、こども(3歳～12歳未満)1,850円でご利用いただけます。
*オムツ着用品はご利用いただけません。
- 周辺案内
付帯施設/テニスコート、レンタサイクル、軽井沢プリンスホテルゴルフコース
近隣施設/軽井沢・プリンスショッピングプラザ、軽井沢72ゴルフ、晴山ゴルフ場、軽井沢浅間ゴルフコース、立ち寄りの湯 千ヶ滝温泉

軽井沢プリンスホテル



7/18～
8/10泊



令和
8年度

「フォレスト」

～都会から離れ、落ち着いた

毎年、ご好評をいただいております「フォレスト」。
忙しい日々を忘れ、美しい自然の中で、落ち着いた夏
この機会に、ご家族みんなで楽しい思い出をつくら
なお、お申し込み方法等につきましては、5頁をご



令和8年度 「フォレスト・ヴィラ」開設のご案内

1 開設期間及び借上棟（室）数

7月18日(土)～8月10日(月)泊まで

- (1) 孺恋 ファミリールーム (4室)
- (2) 軽井沢 ウェストコテージ (4棟)



2 利用者の範囲 組合員とその家族とします。

3 利用料金 [1棟(室)当たり]

地域名	部屋タイプ	定員	料金	食事
孺恋	ファミリールーム	4名	31,500円 (サービス料・消費税込)	夕朝食付
軽井沢	コテージ	4名	35,400円 (サービス料・消費税込)	朝食付

- (注1) 1泊2日(食事付)の料金です。
- (注2) 孺恋については、温泉となります。別途入湯税(1名:150円)がかかります。
- (注3) 孺恋については、ソファベッド使用で5名まで利用できます(追加料金等については、孺恋プリンスホテルへ直接ご確認ください)。
- (注4) 軽井沢は4名までです。5名以上の申し込みはできません。
- (注5) 定員は6歳以上のお子様を含めた人数となっております。定員を超えた利用はお控えください。
- (注6) 6歳未満のお子様を含めた人数が定員を超えた場合、4歳以上のお子様には、別途お食事代が発生いたしますので、あらかじめご了承ください。

4 利用制限等

- (1) 各施設2泊を限度とします。
- (2) 小さなお子様を含め定員を超えての利用を希望する場合は、追加料金等がかかる場合がありますので、必ずホテルへ料金等の確認をしてください。

5 申込方法

オンライン申込みのみ

4月以降に共済組合のホームページに掲載されるフォレスト・ヴィラの申込フォームから必要事項を入力し、申し込みをしてください。

● **申込締切** 令和8年4月30日23時59分

なお、申込多数の場合は抽選とし、6月上旬頃に代表

者に通知します。

また、6月15日(月)10時から電話にて、キャンセル待ち等の受付を各施設で行います。キャンセル待ち申込時に、「千葉共済フォレスト・ヴィラの関係」等伝えてから、お申し込みください。

キャンセル待ち申し込みの受付(施設直接)

6月15日(月) 10時～

※6月16日(火)以降の受付時間は次のとおりです。

● 孺恋プリンスホテル

TEL 0279(97)2323 (9時～16時) 予約係直通

● 軽井沢プリンスホテル

TEL 0267(42)8686 (9時～17時30分) 予約係直通

6 利用方法

当共済組合発行の「フォレスト・ヴィラ利用券」をチェックイン時に各施設のフロントへ提出してください。

また、チェックアウト時に利用料金、食事代、その他諸税等をご清算ください。

7 違約金(キャンセル料)

利用日の10日前(利用申込が利用日の10日以内である場合は3日前)の取消しから1棟(室)につき、次の違約金(キャンセル料)をいただきます。

- 前日までの取消し……………各施設利用料金の25%
- 利用日当日の取消し……………各施設利用料金の全額

8 その他

直前のキャンセルにより、空室となってしまうケースが少なくありません。

少しでも多くのご家族にご利用いただくため、当選されましたらご利用が確実な方のご応募をお待ちしております。

なお、やむを得ずキャンセルされる場合につきましては、早めに各施設にご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ先

福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

シーカヤック教室開催の お知らせ!



写真はイメージ

鴨川の手、ペアでカヤックに乗り、
海の手や変化を感じながらリフレッシュしませんか!!

シーカヤック体験のあとは、黒潮荘の温泉とおいしいお食事でおくつろぎください。

黒潮荘での前泊・後泊付コースもご用意しましたので、この機会に鴨川の手と癒しを満喫してください。

1 日程 令和8年7月17日(金)

2 開催場所 江見太夫崎漁港(黒潮荘集合)

3 スケジュール

AM 9:00	黒潮荘集合 シーカヤック体験の服装でお集まりください。
AM 9:15	黒潮荘出発 徒歩で「鴨川青少年自然の家」まで移動します。(約5分)
AM 9:20	鴨川青少年自然の家到着 シーカヤック体験の準備や確認を行います。
AM 9:45	鴨川青少年自然の家出発 鴨川青少年自然の家のバスで江見太夫崎漁港まで移動します。(約15分)
AM 10:00	江見太夫崎漁港到着
AM 10:10	体験説明開始 注意事項と乗艇方法の説明を行います。
AM 10:30	体験開始 乗艇し、シーカヤック体験を行います。
AM 11:20	体験終了
AM 11:30	江見太夫崎漁港出発
AM 11:45	鴨川青少年自然の家到着
PM 0:00	黒潮荘到着 昼食、着替え、入浴等 現地解散となります。

※シーカヤック教室の開催に際しては、鴨川青少年自然の家の協力をいただき「シーカヤック研修プログラム」により開催するものです。

※当日の態度決定により、中止となった場合、「ジェルキャンドル作成プログラム」(60~120分)を行います。

4 募集人数 24名(参加資格:組合員及びその家族)

※お子様は小学生以上とします。

※2人乗り(タンデムカヤック)のみとなりますので2人以上のペア単位でお申し込みください。

5 参加者負担金

1,000円 ※黒潮荘での昼食代、入浴料及び保険料を含みます。

6 注意点

①靴やズボン等が濡れるため、濡れてもよい服装、靴をご用意ください。

※靴はかかとが隠れるもの(サンダル、クロックス不可)

②指導者はシーカヤックインストラクターの有資格者です。

③天候の変化により体験中でも内容の変更、中止する場合があります。

申込方法

【オンライン申込】

4月以降に共済組合のホームページに掲載されるシーカヤック教室の申込フォームから必要事項を入力し、申し込みをしてください。

申込期限は、令和8年4月30日23時59分です。



その他

①交通費は各自のご負担となります。

②当選後の参加人数の変更はできません。

③参加の権利を他の方に譲渡することはできません。

④ご参加される皆さまには、詳しいご案内をさせていただきます。

この機会に、ぜひ、併せて黒潮荘もご利用ください。
料理長自慢の海の幸満載の料理、鴨川温泉「なぎさの湯」をご堪能、ごゆっくりおくつろぎください!

前泊・後泊付コース **8,600円**(なぎさコース)

10,700円(黒潮山海コース)

※設定日:7月16日(木)、17日(金)。いずれか1泊及び、2連泊も承ります。

※お1人様1泊2食、税・サ込(助成券控除後の金額です)。

お問い合わせ先

福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

茶臼岳トレッキング教室開催のお知らせ

～新緑に囲まれた那須で
トレッキングしてみませんか？～

日本百名山の1つである那須岳の主峰「茶臼岳(1,915m)」で初級者向けのトレッキング教室を開催します。

茶臼岳の山頂から、那須高原や関東平野など、きれいな景色を見てみませんか。毎回、参加者の皆さまから好評のため、今年度も開催します。



1 日程 令和8年6月7日(日)～8日(月) 1泊2日 宿泊場所「那須の森ヴィレッジ」

2 スケジュール

1 日 目	PM 2:00	那須の森ヴィレッジ 集合	
	PM 2:30	オリエンテーション「トレッキングの魅力」などをご紹介します。	
	PM 4:00	終了	
2 日 目	AM 9:00	那須の森ヴィレッジ 出発 専用バスで「那須ロープウェイ」山麓駅まで送迎します。	
	AM10:00	トレッキング教室開始 山麓駅ー(ロープウェイ)ー山頂駅	
	AM10:30	トレッキング開始 山頂駅ーお鉢巡りー茶臼岳山頂 休憩を入れながら安全にトレッキングを行います。	
	PM 0:00	昼食 山頂で昼食をとります。	
	PM 1:00	下山 山頂ー峰の茶屋避難小屋ー峠の茶屋(駐車場)	
	PM 3:00	トレッキング教室終了 専用バスで「那須の森ヴィレッジ」まで送迎します。	
	PM 3:30	「那須の森ヴィレッジ」で解散	

3 募集人数 16名(参加資格:組員及びその家族) お一人様での参加も大歓迎です。

4 参加者負担金 大人1名様 9,000円【宿泊代(1泊2食)、教室代、食事代を含みます。】

5 注意点 ①途中、岩場で険しい勾配があります。普段からジョギング等をされている方に適したプログラムです。
②トレッキングシューズ、ザック、雨具などが必要になります。
③登山道中(約5時間)には、トイレがありません。
④雨天時には、コースの変更等を行う場合があります。

6 申込方法 【オンライン申込】

4月以降に共済組合のホームページに掲載されるトレッキング教室の申込フォームから必要事項を入力し、申し込みをしてください。申込期限は、令和8年4月30日23時59分です。



7 その他

- ①交通費は各自のご負担となります。
- ②当選後の参加人数の変更はできません。
- ③参加の権利を他の方に譲渡することはできません。
- ④最少催行人数10名とさせていただきます。
- ⑤雨天時、強風等の荒天時は、プログラム内容の変更または、中止とさせていただく場合があります。
- ⑥ご参加される皆さまには、詳しいご案内をさせていただきます。

本教室にご参加
いただきました
皆さまの声

- トレッキングの基本的な技術や自然観察の方法を教えていただいた。
- 楽しく過ごさせていただきました。お弁当も美味しくいただきました。
- 天気の詳細の仕方が参考になった。

など、大好評でした。
皆さまのご参加お待ちしております。

お問い合わせ先

福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

事業計画及び予算について

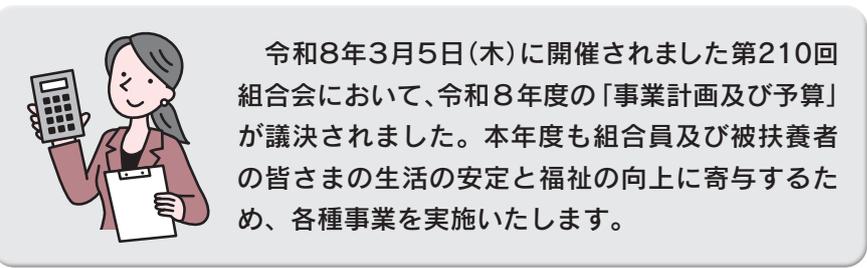
表1 ●短期経理収支予定表 (単位:千円)

収入	短期負担金	20,685,680
	介護負担金	2,246,400
	子ども・子育て支援負担金	530,551
	短期掛金	20,299,326
	介護掛金	2,246,400
	子ども・子育て支援掛金	530,432
	短期任意継続掛金	422,744
	介護任意継続掛金	37,606
	子ども・子育て支援任意継続掛金	11,035
	出産育児交付金	45,661
	高額医療交付金	327,113
	災害給付交付金	6,904
	育児休業等給付交付金	3,043,624
	調整負担金	23,530
短期利息及び短期配当金	95,776	
介護利息	258	
子ども・子育て支援利息	56	
賠償金	9,350	
合計	50,562,446	
支出	保健給付	23,262,943
	休業等給付	3,533,799
	災害給付	6,904
	附加給付	192,491
	前期高齢者納付金	4,894,290
	後期高齢者支援金	10,651,823
	病床転換支援金	4
	介護納付金	4,700,569
	子ども・子育て支援納付金	919,242
	一部負担金払戻金	365,906
	連合会払込金	606,692
	連合会拠出金	2,577,621
	業務経理へ繰入	152,424
	支払準備金の積増額	244,154
合計	52,108,862	
差引	△1,546,416	

表2 ●財源率

	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率		
	掛金率	負担金率	合計
短期	一般組合員		
	短期組合員	44.00	44.00
	特定消防組合員	1,000	1,000
	特別職の職員等の組合員		
介護	任意継続組合員	88.00	88.00
	任意継続組合員	1,000	1,000
	一般組合員		
	短期組合員	7.90	7.90
子ども子育て支援	特定消防組合員	1,000	1,000
	特別職の職員等の組合員		
	任意継続組合員	15.80	15.80
	任意継続組合員	1,000	1,000
子ども子育て支援	一般組合員		
	短期組合員	1.15	1.15
	特定消防組合員	1,000	1,000
	特別職の職員等の組合員		
子ども子育て支援	任意継続組合員	2.30	2.30
	任意継続組合員	1,000	1,000
	任意継続組合員		
	任意継続組合員		

度々維持していくために疾病予防事業やジエネリック医薬品の使用促進などの医療費増高対策の充実に引き続き努めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。収支予定及び事業内容の詳細は次のとおりです。



令和8年3月5日(木)に開催されました第210回組合会において、令和8年度の「事業計画及び予算」が議決されました。本年度も組合員及び被扶養者の皆さまの生活の安定と福祉の向上に寄与するため、各種事業を実施いたします。

短期経理

- 短期財源率の引き下げ
- 介護財源率の引き上げ
- 「子ども・子育て支援金」制度の創設

組合員とその被扶養者の皆さまの病气、けが、出産、死亡、休業及び災害等の給付を行う経理です。短期経理では、保健給付につきましては、地方公務員の定年引上げ等に伴う組合員数の増加及び令和8年度の診療報酬改定により医療費の引き上げが行われることから、前年度と比較して約14億992万円増加する見込みとなりました。

高齢者医療制度への拠出金については、組合員数の増加に加え、給与改定等の影響により増加見込みの標準報酬総額の推計値を算定の基礎とするため、前期高齢者納付金は、前年度と比較して

約5億5293万円、後期高齢者支援金については約8億4696万円増加する見込みとなりました。全体として高齢者医療制度への拠出金については、前年度に対して約13億9989万円増加する見込みとなりました。

なお、令和8年度以降についても後期高齢者支援金については、75歳以上の後期高齢者の増加及び標準報酬総額の増加等により引き続き増加が見込まれるところです。

短期給付財源率(標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率)については、本年度の収支が均衡する所要財源率が約千分の91・98となること、併せて前年度末短期積立金の積立額が約69億7418万円となる見込みであること、この状況を踏まえ、当期短期損失金が生じても短期積立金を十分に保有することができるとして、前年度から千分の

6・8引き下げ、千分の88(掛金率:千分の44)としました。

この結果、短期経理の収支については、当期短期損失金として約15億2934万円を見込み、年度末での短期積立金は約53億2420万円となる見込みです。

40歳から65歳未満の方が対象となる介護保険料に係る介護財源率につきましては、前年度において介護積立金が約1億7044万円を保有できる見込みとなりましたが、短期経理と同様の理由により介護給付金における標準報酬総額が増加し、介護納付金が増加したことから、令和8年度の介護財源率は、前年度から千分の0・62引き上げ、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率は、千分の15・8(掛金率:千分の7・9)としました。

この結果、介護保険については、当期介護損失金は約1億69

90万円を見込み、年度末での介護積立金は約53万円となる見込みです。

子ども・子育て支援金につきましては、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和8年度から原則として全ての世代の皆さまから拠出していただくこととなりました。標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る財源率につきましては、被用者保険等保険者が、健康保険法第160条の2に規定する子ども・子育て支援金率を定めるに当たって参酌すべき率(国が示す一律の支援金率)として、千分の2・3(掛金率:千分の1・15)と示されました。

この結果、当期子ども・子育て支援利益金及び子ども・子育て支援積立金は約1億5283万円となる見込みです。

共済組合は、健全な医療保険制度を維持していくために疾病予防事業やジエネリック医薬品の使用促進などの医療費増高対策の充実に引き続き努めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。収支予定及び事業内容の詳細は次のとおりです。

表3 ● 短期事業内容

(1) 組合員に対する給付

給付の種類	要件	法定給付 (法律による給付)	附加給付 (組合の自主的給付)
療養の給付	公務外で病気やけがをしたとき (入院時食事(生活)療養費を除く)	医療費の7割 高齢受給者(70歳以上75歳未満の方)は8割(一定以上所得者については7割)	一部負担金払戻金として、自己負担額から25,000円(上位所得者※に係るものによっては50,000円)を引いた額。ただし、その額が1,000円未満の場合は不支給。また、1,000円を超える額の100円未満の端数は切り捨てる。同一月の受診について、医療機関等(入院、外来、歯科別)それぞれ1件として算定する。また、医療機関等において薬剤の投与に代えて処方せんが交付されるときは、当該処方せんに基づく薬剤の支給は、処方せんを交付した医療機関における療養の一環とみなし、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書をあわせて1件として算定する。
入院時食事(生活)療養費	公務外の病気やけがのために入院をして、食事(生活)療養を受けたとき	食事療養費の額から患者負担(1食510円、住民税等の非課税者は1食240円、所得が一定の基準に満たない70歳以上の方は1食110円)を控除した額	なし
訪問看護療養費	難病等在宅療養をしたとき	療養の給付に同じ	療養の給付に同じ
移送費	病気やけがのため、患者が移動困難な状態にあり、医師の指示により緊急に転院したとき	組合の算定基準に基づく費用の金額	なし
高額療養費	公務外で病気やけがをしたとき (訪問看護療養費を含む)	1. 70歳未満の方 (1) 同一月に受けた療養に係る自己負担額について、次の所得区分に応じた金額を超えた額 ① 低所得者……………35,400円 ② 標準報酬月額28万円未満の組合員……………57,600円 ③ 標準報酬月額28万円以上53万円未満の組合員……………80,100円+(医療費-267,000円)×1% ④ 標準報酬月額53万円以上83万円未満の組合員……………167,400円+(医療費-558,000円)×1% ⑤ 標準報酬月額83万円以上の組合員……………252,600円+(医療費-842,000円)×1% (2) 同一月に同一世帯で2件以上、自己負担額21,000円以上(低所得者も同じ)を超えるものがある場合は、それらを合算した自己負担額について、次の所得区分に応じた金額を超えた額 ① 低所得者……………35,400円 ② 標準報酬月額28万円未満の組合員……………57,600円 ③ 標準報酬月額28万円以上53万円未満の組合員……………80,100円+(合算対象医療費-267,000円)×1% ④ 標準報酬月額53万円以上83万円未満の組合員……………167,400円+(合算対象医療費-558,000円)×1% ⑤ 標準報酬月額83万円以上の組合員……………252,600円+(合算対象医療費-842,000円)×1% (3) 同一世帯で療養のあった月以前の12月以内にすでに3回以上高額療養費が支給されているとき、4回目から自己負担額について、次の所得区分に応じた金額を超えた額 ① 低所得者……………24,600円 ② 標準報酬月額28万円未満の組合員……………44,400円 ③ 標準報酬月額28万円以上53万円未満の組合員……………44,400円 ④ 標準報酬月額53万円以上83万円未満の組合員……………93,000円 ⑤ 標準報酬月額83万円以上の組合員……………140,100円 (4) 特定疾病に該当する方は月額10,000円(上位所得者※は20,000円)を超えた額 (所得区分) ● 上位所得者※: 標準報酬月額53万円以上の方 ● 一般: 上記以外の方 2. 70歳以上75歳未満の方(高齢受給者) (1) 同一月に受けた外来療養に係る自己負担額について、次の所得区分に応じた金額を超えた額(同一月に同一者が複数の保険医療機関等で外来療養を受けた場合は、それら全ての自己負担額を合算) ① 低所得者 8,000円 ② 一般 18,000円(年間上限144,000円) ③ 標準報酬月額28万円以上53万円未満の組合員……………80,100円+(医療費-267,000円)×1%【多数該当時は44,400円】 ④ 標準報酬月額53万円以上83万円未満の組合員……………167,400円+(医療費-558,000円)×1%【多数該当時は93,000円】 ⑤ 標準報酬月額83万円以上の組合員……………252,600円+(医療費-842,000円)×1%【多数該当時は140,100円】 ※ 年間上限 計算期間(前年8月1日から7月31日まで(組合員の資格喪失または被扶養者の認定取消しがあった場合は、喪失または取り消した日の前日まで)の末日時点で一般区分または低所得者区分である70歳以上の組合員または被扶養者について、計算期間のうち一般区分または低所得者区分であった月の外来療養に係る額が144,000円を超えた場合、その超えた分を組合員からの申請により支給する。 (2) 同一月に同一世帯で2人以上療養を受けたとき、または、同一月に同一人において外来と入院の療養を受けたとき、入院分の自己負担額と上記(1)により支給された高額療養費の額を控除した後の外来分の自己負担額を世帯単位で合算し、次の所得区分に応じた金額を超えた額 ① 低所得者Ⅰ 15,000円 ② 低所得者Ⅱ 24,600円 ③ 一般 57,600円【多数該当時は44,400円】 ④ 標準報酬月額28万円以上53万円未満の組合員……………80,100円+(医療費-267,000円)×1%【多数該当時は44,400円】 ⑤ 標準報酬月額53万円以上83万円未満の組合員……………167,400円+(医療費-558,000円)×1%【多数該当時は93,000円】 ⑥ 標準報酬月額83万円以上の組合員……………252,600円+(医療費-842,000円)×1%【多数該当時は140,100円】 (所得区分) ● 低所得者Ⅰ: 組合員及び全ての被扶養者の所得が一定の基準に満たない場合等 ● 低所得者Ⅱ: 組合員が市町村民税非課税者等である場合 ● 現役並み所得者: 療養を受ける月の標準報酬月額が28万円以上の方 ● 一般: 前述以外の方	法定給付欄の1-(1)、(3)、(4)及び2-(1)の場合は、高額療養費支給後の自己負担額に対して療養の給付欄の算定方法に準じて附加給付を支給。 法定給付欄の1-(2)及び2-(2)の場合は、高額療養費支給後の自己負担額から50,000円(上位所得者※またはその被扶養者に係るものによっては、100,000円)を引いた額を附加給付として支給。 ただし、その額が1,000円未満の場合は不支給。また、1,000円を超える額の100円未満の端数は切り捨てる。
高額介護合算療養費	1年間(毎年8月1日~翌年7月31日)の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額になる場合	① 対象世帯 世帯に介護保険の受給者が存在する場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象となる世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が、自己負担限度額を超えた場合に支給する ② 限度額 年間67万円を基本とし、医療保険各制度や被保険者の所得・年齢区分ごとの自己負担限度額 ③ 費用負担 医療保険者、介護保険者の双方が、自己負担の比率に応じて負担し合う	なし
出産費	出産(妊娠4カ月以上の異常分娩を含む)したとき	一子につき500,000円(産科医療補償制度対象の場合)	一子につき20,000円
埋葬料	組合員が死亡したとき	50,000円	50,000円
傷病手当金	病気等で退職し、報酬が支給されないとき	支給開始日の属する月以前の直近の継続した期間の標準報酬の月額が、 (1) 12月以上ある場合 支給開始日の属する月以前の直近の継続した1年間の標準報酬の月額の平均額×1/22×2/3 (2) 12月未満の場合 ①と②のいずれか低いほう ① 支給開始時の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬の月額の平均額×1/22×2/3 ② 前年度の9月30日での全組合員の平均標準報酬の月額(令和7年度360,000円)×1/22×2/3	法定給付満了後、6カ月間
出産手当金	出産を理由として報酬が支給されないとき	同上	なし
休業手当金	家族の病気等で欠勤したとき	1日につき標準報酬の日額の50/100	なし
育児休業金	育児休業を取得したとき ① 父母双方が取得した場合: 子が1歳2カ月までに達するまでの1年間(ただし、母の産後休暇を含めることとし、給付が支給される期間は支給しない) ② 父または母のいずれか一方が取得した場合: 子が1歳に達するまでの間 ※①②とも、特別の場合のみ、子が最長で2歳に達するまで支給期間が延長される。	① 育児休業取得開始から180日(土日を含む日数)に達する日まで 1日につき標準報酬の日額の67/100 上限日額14,718円 ② 181日(土日を含む日数)以降 1日につき標準報酬の日額の50/100 上限日額10,984円	なし
育児休業支援手当金	組合員が、対象期間内(男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内)に両親とも通算14日以上育児休業をした場合	1日につき標準報酬の日額の13/100(28分を上限とする) 上限日額2,855円	なし
介護休業手当金	組合員の介護を必要とする家族のために、任命権者の承認を受け休職したとき	標準報酬の日額の67/100(上限日額16,207円)ただし、日数を通算して66日まで	なし
育児時短勤務手当金	組合員が2歳に満たない子を養育するため育児時短勤務をした場合	一支給対象月について、支給対象月に支払われた報酬の額が、育児時短勤務を開始した月の標準報酬の月額の90%未満の場合は、10%支給対象月に支払われた報酬の額が、育児時短勤務を開始した月の標準報酬の月額の90%以上100%未満の場合は、当該標準報酬の月額に対する当該報酬の割合が90%を超える大ききの程度に、10%から一定の割合で減額するように総務部令で定める率 給付の支給限度月額: 471,393円 給付の最低限度月額: 2,411円	なし
災害見舞金	住居、家財に損害を受けたとき	標準報酬の月額0.5から3カ月分	なし
弔慰金	組合員が非常災害で死亡したとき	標準報酬の月額	なし

(2) 被扶養者に対する給付

給付の種類	要件	法定給付 (法律による給付)	附加給付 (組合の自主的給付)
家族療養費	療養の給付に同じ	組合員に同じ(ただし、未就学児の場合は8割)	自己負担額から25,000円(上位所得者※の被扶養者に係るものによっては、50,000円)を引いた額(一部負担金払戻金と同内容)。
家族入院時食事(生活)療養費	組合員に同じ	組合員に同じ	なし
家族訪問看護療養費	組合員に同じ	組合員に同じ(ただし、未就学児の場合は8割)	家族療養費附加金に同じ
家族移送費	組合員に同じ	組合員に同じ	なし
高額療養費	組合員に同じ	組合員に同じ	なし
家族出産費	被扶養者が出産したとき	一子につき500,000円(産科医療補償制度対象の場合)	一子につき20,000円
家族埋葬料	被扶養者が死亡したとき	50,000円	50,000円
家族弔慰金	被扶養者が非常災害で死亡したとき	標準報酬の月額0.7カ月分	なし

厚生年金保険経理

●厚生年金保険給付、厚生年金拠出金・交付金、基礎年金拠出金・交付金に係る経理
被用者年金制度の一元化により、公務員も厚生年金制度に加入したことに伴う厚生年金保険に係る経理です。

従前の長期経理と同様、年金給付の決定及び支払い等については、全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という）が集約し一元的に処理しておりますので、皆さまからお預かりしました組合員保険料や負担金は、全額を市町村連合会へ払込んでいます。

表4 ● 厚生年金保険財源率

	令和8年度		
	組合員保険料率	負担金率	合計
全組合員	91.5 1,000	91.5 1,000	183.00 1,000

※短期組合員及び70歳以上の組合員を除く。

また、財源率は、厚生年金保険法により定められており、18・3%とされています。

退職等年金経理

●財源率は据え置き

被用者年金制度の一元化により創設された退職等年金給付を処理する経理です。

退職等年金給付は、半分を有期年金、半分を終身年金（65歳支給（60歳から繰上げ可能）とし、有期は10年または20年支給を選択（一時金の選択も可能）することとなります。

なお、財政方式は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ積立てる方式とされ、給付についても国債利回り等に連動して給付水準を決める「キャッシュバランス型」とされています。

また、公務員に基づく負傷または病気により障害となった場合や死亡した場合に、公務障害年金・公務遺族年金を支給することになります。

財源率は、地方公務員共済組合連合会の定款により定められており、1.5%が上限とされています。

経過的長期経理

●旧職域年金相当部分の給付、既裁定の公務障害給付・遺族年金給付等に係る経理

職域部分は被用者年金制度の一元化により廃止されましたが、既に決定されている職域年金については、引き続き支給されます。

また、一元化時点では受給権が発生していない方（未裁定者）についても、それまでの加入期間に応じた職域部分は、経過措置により支給されることとなります。さらに、公務上の障害年金及び遺族年金

表5 ● 退職等年金財源率

	令和8年度		
	掛金率	負担金率	合計
全組合員	7.5 1,000	7.5 1,000	15.0 1,000

※短期組合員を除く。

については廃止されましたが、既裁定の公務上の障害年金・遺族年金は引き続き給付が行われ、公費負担が発生するものです。

経過的長期経理の財源率については、地方公務員共済組合連合会の定款により定められています。

退職等年金預託金管理経理

●退職等年金給付組合積立金の一部を預託市町村連合会から退職等年金給付組合積立金の一部の預託を受け運用する経理です。

貸付経理及び物資経理への貸付を行うこととし、必要とされる資金は、市町村連合会から融通されるものです。

資産の構成割合は、表7のとおりです。

表6 ● 経過的長期財源率

	令和8年度	
	負担金率	
全組合員	0.0869 1,000	

※短期組合員を除く。

経過的長期預託金管理経理

●経過的長期給付組合積立金の一部を預託市町村連合会から経過的長期給付組合積立金の一部の預託を受け運用する経理です。

経過的長期預託金管理経理については、地方公共団体の発行する債券の私募引受けである縁故地方債の引受けを行うための経理となります。必要とされる資金については、市町村連合会からその都度、融通されるものです。

なお、現在引受けの予定はありません。

業務経理

●組合員1人当たりの事務費は年額11095円

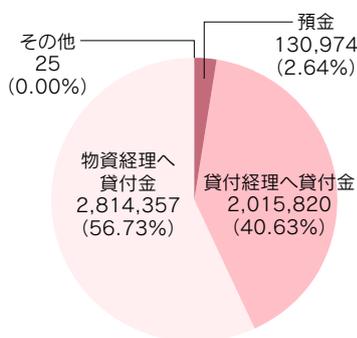
短期給付及び長期給付事業を行うための事務に要する費用を賄う経理です。

短期、厚生年金保険及び経過的長期分の事務費負担金は、所要額を地方公共団体負担金及び長期給付事業に係る市町村連合会交付金等により賄っており、組合員1人当たりの事務費は、年額11095円となります。

なお、退職等年金給付分の事務費負担金は、市町村連合会交付金により賄っており、組合員1人当たりの事務費は、年額519円となります。

組合員や年金受給者の皆さまに係るマイナンバー等の個人情報については、個人情報の保護に関する規定に基づき適正な取扱いを確保し、管理を徹底いたします。

表7 ● 資産の構成割合(単位：千円)



合計 4,961,176千円 (100%)

表8 ● 事務費負担金の内訳 (短期、厚生年金及び経過の長期分)

区 分		令和8年度
事務費 (A+B+C+D)		11,095円
内 訳	地方公共団体負担金 (総額)	11,568円
	地方公共団体負担金のうち短期分 (A)	5,508円
	短期経理より繰入 (B)	1,900円
	連合会交付金 (C)	3,400円
	その他 (D)	287円

表9 ● 事務費負担金 (退職等年金給付分)

区 分	令和8年度
事務費 (連合会交付金)	519円

なお、組合員及びその被扶養者並びに年金受給者の皆さまのニーズに合った共済制度に関する情報提供の充実を図るため、当誌「共済だより」を通じて、より情報をわかりやすくお伝えいたします。発行回数は、年7回(4月・6月・8月・10月・12月・1月・2月)とするものです。また、ホームページについては、共済制度に関する情報提供の即時性、正確性を高めるとともに、組合員等の視点に立った情報をわかりやすく提供してまいります。

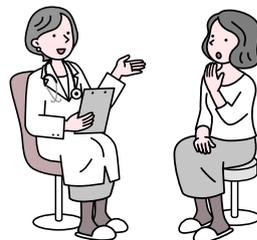
共済組合が主催する各種会議については、効率的かつ安全に配慮した開催方法を適宜検討してまいります。

業務運営にあたっては、より一層の経費節減を図りながら業務の適正かつ能率的な執行に努め、信頼される事業展開を目指してまいります。

保健経理

● 保養所・会館・保健センター利用助成金の特別加算(2000円)を維持し、適用範囲を特別拡大

組合員とそのご家族の皆さまの疾病予防と健康の維持・増進に関する事業を行う経理です。第3期データヘルス計画に基づき、疾病予防の充実、健康増進及び余暇活動や保健・保養に資するため、各種事業を実施します。



特定健康診査等においては、第4期特定健康診査等実施計画に基づき、40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者の皆さまを対象に、特定健康診査及びその健診結果に基づきメタボリックシンドロームのリスクに応じた生活習慣改善の支援・指導を行う特定保健指導を実施します。

対象者の方におかれましては、引き続き積極的に受診されますとともに、特定保健指導に該当された場合には必ず指導を受け、健康管理、改善に努められますようお願い申し上げます。組合員の被扶養者(任意継続組合員を含む)については、特定保健指導を利用できる医療機関が地域によっては存在しないことから、特定保健指導実施者による個別訪問を受けることができますので、お気軽にご利用ください。

予防事業においては、引き続き、人間ドックをはじめ各種健診事業に係る助成金の交

表10 ● 福祉財源率

	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率		
	掛金率	負担金率	合計
一般組合員	2.20 1,000	2.20 1,000	4.40 1,000
短期組合員			
特定消防組合員			
特別職の職員等の組合員			

※特定健康診査等に係る財源は、組合員1人当たり年額186円とする。

付を行い、疾病の早期発見を促すものです。

保養事業においては、本年度の「保養所・会館・保健センター利用助成金」について、保養や健康増進のための各施設の利用の促進を図ることを目的に、特別加算(2000円)を維持いたします。直営施設(オークラ千葉ホテル、黒潮荘、那須の森ヴィレッジ)をご利用いただく際の助成券適用者の範囲を、組合員、被扶養者及び2親等以内の家族の方から3親等の方までに特別拡大いたしますので、ぜひ、皆さまにご利用ください。また、各種施設と契約を行いました(詳細については、本号折込みの冊子をご覧ください)。夏期保養施設(フォレスト・ヴィラ・借上げ方式の一戸建あるいは、部屋貸し)を本年度も引き続き開設し、余暇活動の充実ならびに身体と精神のリフレッシュを目指します。

こころの悩みについて心理カウンセラーが電話または面談により対応するメンタルヘルス相談室を開設するほか、メンタルヘル

ルスセミナー、在宅介護に係る知識及び技術習得のための介護教室などを引き続き開催し、自立訓練法などのセルフケア体験を中心としたメンタルヘルス教室を引き続きオンラインによるLIVEで開催をします。また、スポーツを通じた健康づくりを目的とした各種スポーツ教室については、好評である親子スキー教室、テニス教室、ゴルフ大会を引き続き開催します。

予防事業の一環としての健康管理講座については、生活習慣病予防のために健康づくり及び健康維持管理に対する意識をさらに深めていただくことを目的として、引き続き開催します。また、保健施設である「那須の森ヴィレッジ」を活用した、野外活動型の健康管理講座「カヌー教室」に加え、新たに保養所「黒潮荘」を活用した「シーカヤック教室」を開催します。

保健経理から他経理への繰入れにつきましては、令和6年度施設運営検討委員会の答申を踏まえ、各施設における減価償却前の収支が均衡する水準の額を基準値として繰入額を算定した事業計画に基づき、「保健経理(第2) 那須の森ヴィレッジ」、「保健経理(第3)・温浴施設(スパ・スカイビュー)」、「宿泊経理(オークラ千葉ホテル)」に繰入れを行うものです。

今後も予防事業等の充実を図るため、各種健診データ等の情報を分析し、医療情報との突合を図り、健康の維持向上に資する有効な事業の調査研究を行い、福祉事業全体のあり方等について、引き続き検証、検討を行ってまいります。

事業内容については、表11のとおりです。

保健経理(第2)

●那須の森ヴィレッジで 心も身体もリフレッシュ!

那須の森ヴィレッジ(那須高原ちば保健センター)は、組合員とご家族の皆さまの保健・保養、教養等に供するための施設です。

昨年度閉所後から実施していた施設建物及び設備等を長期間維持していくための大規模修繕工事等を無事完了しました。今後、防災体制、衛生管理に十分留意し、運営してまいります。

本年度も、平日(日・木曜日泊)連泊者に「キャンプ場」と「多目的運動場(2時間※混雑時は1時間)」の無料開放サービスや黒潮荘との合同キャンペーンを実施するほか、那須の森ヴィレッジ限定の割引などお得な特典をご用意しております。

好評いただいております料理プランについては、引き続き、厳選した地産の食材を使用し、施設の特徴を活かした料理プランをご提供してまいりますので、変わらぬご愛顧の程、宜しくお願ひ申し上げます。

那須の森ヴィレッジの本年度の開設期間は、4月5日(日)から11月24日(火)まで、キャンプ場については、4月25日(土)から9月30日(水)までとなっております。電話による予約受付のほか、インターネットからもご予約いただけます。

本年度も皆さまのご利用を心よりお待ちしております。申し上げます。

表11 ● 保健事業の内容

事業の種類		事業内容	
予防事業	短期人間ドック	●1日ドック(日帰り)及び通院2日・1泊2日の各コースの受検者については契約料金の70%を組合負担(受検者30%負担)。ただし、組合負担は33,000円を限度とする。 ●組合員・被扶養者の利用日における年齢が満35歳以上。	
	脳ドック	●MRIとMRAによる受検者については21,000円を組合負担。 ●MRIによる受検者については12,700円を組合負担。 ●CTスキャンによる受検者については7,200円を組合負担。 ●組合員・被扶養者の利用日における年齢が満35歳以上。ただし、隔年度1回を限度とする。	
	PETドック	●PET検査の受検者については契約料金の50%を組合負担(受検者50%負担)。 ただし、組合負担は60,000円を限度とする。 ●組合員・被扶養者の利用日における年齢が満35歳以上。	
	特定健康診査補助事業	共済組合が定めた限度額の範囲内における費用を組合負担(組合員・被扶養者で受検年度内に40歳以上)	
	歯科口腔健康診査	実施年度内に25歳以上10歳刻みの年齢に達する組合員に対し受診券を交付し、共済組合が契約した医療機関で受診する。費用の全額を組合が負担する。	
	婦人科検診助成金	子宮ガン・乳ガンの検査を受けたとき、各々6,600円まで(保険診療を除く)を組合負担。人間ドックのオプション検査も対象。組合員・被扶養者の受検日における年齢が満35歳以上。	
	大腸内視鏡検査助成金	大腸内視鏡検査を受けたとき、料金の50%(保険診療を除く)を組合負担。ただし、組合負担は12,000円を限度とする。人間ドックのオプション検査も対象。組合員・被扶養者の受検日における年齢が満35歳以上。	
体育事業	地区競技大会助成金	組合員1人当たり510円	
	スポーツ教室	ゴルフ大会	費用の一部を組合負担
		スキー教室	費用の一部を組合負担
		テニス教室	費用の一部を組合負担
保養事業	保養所・会館・保健センター利用助成金	●特別加算を行うため、1人1泊につきオークラ千葉ホテルは、6,000円(1泊朝食付)、黒潮荘及び那須の森ヴィレッジは6,500円(1泊2食付)。ただし、オークラ千葉ホテルの宿泊者のうち素泊まりの者は、1泊につき、5,000円。黒潮荘・那須の森ヴィレッジの宿泊者のうち、素泊り及び1泊朝食付の者及びキャンプサイト1泊につき2,500円。適用範囲は、組合員及び被扶養者若しくは被扶養者でない配偶者並びに3親等以内の親族及びその配偶者とする。 ●貸切バス利用助成金として、組合員・被扶養者(被扶養者でない子も含む)がオークラ千葉ホテルを冠婚葬祭で使用した場合、契約料金の90%(2日以上にわたり利用した場合は、契約料金を利用日数で除した額の90%)。ただし、120,000円を限度とする。黒潮荘・那須の森ヴィレッジを宿泊、会議等のため組合員・被扶養者が利用したときは、契約料金の50%(2日以上にわたり使用した場合は、契約料金を利用日数で除した額の50%)。ただし、当該金額が50,000円を超えるときは50,000円を限度とする。	
	契約施設利用助成金	組合員・被扶養者が契約施設に宿泊のとき、1人1泊につき2,500円	
	遊園施設利用助成金	組合員・被扶養者が契約遊園施設を利用のとき、1人1回につき1,000円を限度	
	フォレスト・ヴィラ	費用の一部を組合負担	
講座	健康管理講座	費用の全額を組合負担(最新ライフスタイル改善術、女性のための健康づくり、知ってなるほど健康づくり、血糖値編) 費用の一部を組合負担(トレッキング教室、アウトドアキャンプ教室、カヌー教室、シーカヤック教室)	
	介護教室	費用の全額を組合負担	
	メンタルヘルスセミナー	費用の全額を組合負担	
	メンタルヘルス教室	費用の全額を組合負担	
その他	妊婦保健助成金	1件につき5,000円(組合員・被扶養者)	
	療養助成金	組合員・被扶養者が人工透析のため通院したとき1カ月9,000円	
	補装具代	組合員・被扶養者が所得等に応じて自己負担した額の全額を組合負担	
	災害り災者見舞品	組合員1件につき30,000円	
	法律・税務相談室	費用の全額を組合負担	
	メンタルヘルス相談室	費用の全額を組合負担(電話、面談及びWEB)	
保養所・会館・保健センター会議室借上	費用の50%を補助(6時間を限度)		

令和8年度のスケジュールは、今月号に掲載しております。

※各教室、各講座、フォレスト・ヴィラの詳細は、『共済だより』で別途(一部今月号に掲載)ご案内します。

※法律・税務相談室、メンタルヘルス相談室は、毎号の『共済だより』でご案内します。

(36頁に施設利用のご案内を掲載しておりますので、併せてご覧ください。)

保健経理(第3)

●スパ・スカイビューで
やすらぎのひとときを

「オークラ千葉ホテル」最上階(10階)の保健施設である温浴施設(スパ・スカイビュー)は、組合員とそのご家族の皆さまの健康増進や疲労回復のための施設です。

皆さまに安心してご利用、また、やすらぎのひとときを過ごしていただけますよう、引き続き、衛生面・安全管理面に十分配慮してまいります。

皆さまのリラクゼーションスペースとして、心身のリフレッシュ等に幅広くご利用

表12●

①利用料金(消費税を含む)

利用者の区分	利用形態	利用料金
組合員及びその家族 (年金受給者及び定年により組合員資格を喪失した者並びにその家族を含む)	宿泊を伴う場合	無料
	宿泊を伴わない場合	1人 500円
オークラクラブ会員 (上記組合員及びその家族を除く)	宿泊を伴う場合	無料
	宿泊を伴わない場合	1人 1,000円
上記以外の者	宿泊を伴う場合	1人 500円
	宿泊を伴わない場合	1人 2,200円

②営業期間…年中無休

③営業時間…午後3時から午後11時まで

ください。
なお、利用料金等については、表12のとおりとなっております。

宿泊経理

●「食べる・泊まる・集う」を
ビジョンに触れ合いを大切に

＜オークラ千葉ホテル＞

本年度も組合員とご家族の皆さまの福利厚生施設として、安心・安全を第一にし、美味しいお料理、快適な空間、おもてなしをご提供、「食べる・泊まる・集う」という、触れ合いを大切にしながら地域密着型のホテルを目指してまいります。

また、令和7年12月18日に開業25年を迎えたことから、これまでのご愛顧への感謝を込めたイベントの実施をはじめ、新たに素泊まりと朝食付を選べる宿泊プラン、季節に応じたレストランイベント、メニュー充実の宴会・お祝いプラン、さらには、挙式や披露宴で着用する新作をはじめ流行を取り入れた多種多様なドレスなどをご用意いたしました。皆さまのご来館を心よりお待ちしております。

●癒し・くつろぎの時間を提供する
安心・安全な施設として

＜黒潮荘＞

組合員とご家族の皆さまの癒し・くつろぎの時間を提供する施設として、安心・安全を第一としたサービスの提供に努めてまいります。

また、さまざまなシーンにご利用いた

けるよう、個別の要望に即したご案内をいたしますほか、那須の森ヴィレッジとの合同キャンペーンを実施いたします。

食事については、南房総鴨川ならではの豊富な海の幸を使用し、特色を生かしたメニューの提供に努め、好評をいただきました特別プランにつきましても、より魅力的なメニューをご提供いたします。

なお、今年度も、皆さまに安心・安全のご提供、また、快適にご利用いただけますよう、計48日の休館日(保守点検日)を設けさせていただきます。

ご利用予定日に不都合が生じないよう年度を通して、「共済だより」やホームページ等でお知らせさせていただきます。(2〜3頁でご案内しておりますので、併せてご覧ください。)

貯金経理

●支払利率1・9%に据置き

組合員の皆さまの生活設計にお役立ていただくため、給与天引きによる貯金を扱う経理です。

共済貯金は、お預かりしております資金に損失が発生しないよう安全性を重視し、併せて効率的に運用しているものです。

支払利率については令和8年度も年利1・9%に据え置くことといたしました(払戻日等については、当誌34頁をご参照ください)。

ただし、支払利率は、今後の金利状況等により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

皆さまからお預かりしている資金は、有価証券等の購入により安全かつ効率的に運用し、その運用益の還元に努めてまいります。共済組合では株式の購入はできませんので、資産の構成割合については99%程度を有価証券で保有し、それ以外の資産については普通預金等の流動資産となっております。

貯金経理では、欠損金補てん積立金として組合員貯金総額の5%以上を積み立てることが法令により定められています。

当組合では、組合員貯金総額の5%に当たる約203億7880万円を欠損金補てん積立金として積み立て、欠損金補てん積立金以外に積立金として約433億9851万円を積み立てることにより、積立金の合計は、令和8年度末組合員貯金総額の15・65%である約637億731万円となる見込みです。

令和8年度も引き続き安全性を重視して資金運用を行い、ご利用の組合員の皆さまに共済貯金をよりご理解いただくため、当誌『共済だより』等を通して適切な情報の提供に努めてまいります。

貸付経理

●貸付利率は現行どおり
1・26%に据置き

貸付経理は組合員の皆さまの生活向上を目的とし、臨時の支出、住宅購入、修学費用等に係る資金の貸付を行う経理です。

表13 ● 貸付事業

区分	種類	利率(年利)	償還期間
貸付金の種類	1 普通貸付	1.26%	6月～120月以内〔3月以内〕
	2 住宅貸付	1.26%	50月～360月以内〔3月以内〕 ※東日本大震災による特例住宅貸付〔60月以内〕の利率は、年利0.64%とする。 また、据置期間に係る利率も同様とする。
	3 災害貸付	0.93%	24月～120月以内〔12月以内〕
	(1) 災害家財貸付	0.93%	54月～360月以内〔12月以内〕
	(2) 災害住宅貸付	0.93%	54月～360月以内〔12月以内〕
	(3) 災害再貸付	0.93%	54月～360月以内〔12月以内〕 ※激甚災害により住宅が滅失した場合〔36月以内〕の据置期間に係る利率は、年利0.72%とする。 ※東日本大震災による特例災害貸付〔60月以内〕の利率は、年利0.63%とする。 また、据置期間に係る利率は、年利0.30%とする。
	4 在宅介護対応住宅貸付	1.00%	50月～320月以内〔災害貸付との併用のみ12月以内〕
	5 特別貸付	1.26%	30月～120月以内〔24月以内〕
	(1) 医療貸付	1.26%	30月～120月以内〔72月以内〕
	(2) 入学貸付	1.26%	45月～150月以内〔72月以内〕
(3) 修学貸付	1.26%	30月～120月以内	
(4) 結婚貸付	1.26%	30月～120月以内	
(5) 葬祭貸付	1.26%	30月～120月以内	
6 高額医療貸付	無利息	高額療養費が支給されるまで	
7 出産貸付	無利息	出産費等が支給されるまで	
注)利率(年利)は、地方公務員共済組合連合会が定款で定める基準利率が1.0%以下で推移した場合の利率(年利)である。			
貸付金の限度額	1 普通貸付	給料月額×6月分(最高200万円)	
	2 住宅貸付・災害住宅貸付	給料月額に組合員期間に応じた月数(注1)を乗じた額(最高1,800万円)	
	3 災害家財貸付	給料月額×6月分(最高200万円)	
	4 災害再貸付	給料月額に組合員期間に応じた月数(注1)を乗じた額(最高1,900万円)	
	5 在宅介護対応住宅貸付	(最高300万円)住宅貸付及び災害貸付の限度額に加算可能	
	6 医療貸付	給料月額×6月分(最高100万円)	
	7 入学貸付	給料月額×6月分(最高200万円)	
	8 修学貸付	修学年限1年につき最高180万円	
	9 結婚貸付	給料月額×6月分(最高200万円)	
	10 葬祭貸付	給料月額×6月分(最高200万円)	
	11 高額医療貸付	高額療養費相当額	
	12 出産貸付	出産費、家族出産費相当額	
	(注1) 組合員期間に応じた月数		
1年以上6年未満……7月		11年以上16年未満……22月	20年以上25年未満……43月
6年以上11年未満……15月		16年以上20年未満……28月	25年以上30年未満……60月
貸付の限度額の特例	1 住宅貸付・災害住宅貸付		2 災害再貸付
	(1) 組合員期間 1年以上 3年未満 ……100万円 (災害住宅貸付は、資格取得日から3年未満) (2) 組合員期間 3年以上 7年未満 ……400万円 (3) 組合員期間 7年以上12年未満 ……700万円 (4) 組合員期間 12年以上17年未満 ……900万円 (5) 組合員期間 17年以上 ……1,100万円		(1) 組合員期間 資格取得日から3年未満 ……150万円 (2) 組合員期間 3年以上 7年未満 ……450万円 (3) 組合員期間 7年以上12年未満 ……750万円 (4) 組合員期間 12年以上17年未満 ……950万円 (5) 組合員期間 17年以上 ……1,150万円

表14 ● 物資事業

販売種類	店頭販売(当組合指定の特約店。詳しくは、ホームページにてご確認ください)
取扱品目	自動車
購入限度額	最大300万円 (購入金額は10万円以上1万円単位)
償還回数	最大120回 (利用金額に応じて最大償還回数が変わります) ※ボーナス時増額償還可
手数料率	年利1.39% (うち0.06%は保証保険の一部負担金)

今後も引き続き、組合員が利用しやすい事業となるよう努めてまいります。
なお、貸付の種類、限度額及び償還方法等については表13のとおりです。

物資経理

●自動車物資手数料率1・39%に据置き
組合員の皆さまの自動車購入資金として、貸付けを行う経理です。当組合指定の特約店で購入いただけます。
なお、自動車物資手数料率は本年度も昨年度据え置き(年利1・39%)となります。
また、手数料率の中から自動車物資の保証保険に要する費用の一部を貴組合員(負担率年0・06%)に負担していただきますので、引き続きご理解のほどよろしくお願いいたします。

貸付制度をご活用ください



共済組合は組合員の皆さまの生活の安定を目的とし、臨時の支出、住宅購入、修学費用等に係る資金の貸付けを低利率にて行っておりますのでご利用ください。

なお、貸付金送金日以前に支払期限が到来している、または支払済みの費用については貸付対象とはなりませんので、**事前に締切日や詳細等をご確認のうえ、お勤め先の共済事務担当課を通して当組合へ申し込みくださるようお願いいたします。**

また、貸付けの申し込み時において、新規貸付、既に借入れている貸付、当組合物資事業及び他の金融機関等からの借入金に対する毎月の償還額の合計が基本給の30%を超える場合、または償還年額が年収（基本給×16）の30%を超えるとき等、貸付けができない場合がありますので予めご了承ください。

※送金は原則、申込月の翌月28日となりますので余裕をもってお申し込みください。

※会計年度任用職員等の任期の定めがある組合員の方については、利用に制限がありますので、ご注意ください。

共済組合の貸付制度のメリット

① 低利率 普通貸付等年利1.26%（令和8年4月1日現在）

民間カードローン等と比較し低利率な上、少額の借入でも貸付利率は変わりません。
※利率等の詳細については14頁の表13をご参照ください。また、償還表は、ホームページに掲載されておりますのでご覧ください。



② 手数料不要

共済組合の貸付事業は福祉事業の一環として行っていますので、保証料、貸付実行手数料、繰上返済手数料等についていたっておりません。
※団体信用生命保険等（任意加入）については保険料が必要となりますので、下記をご参照ください。

③ 担保不要

償還については給与控除にて毎月返還いただき、退職時に未償還金が残存している場合は退職金から控除し返済いただくこととなっているため、抵当権や連帯保証人の設定等は不要です。

【全国市町村職員共済組合連合会】

共済組合から貸付けを受ける方へ **だんしん事業のご案内**

Point

「だんしん」に加入すると、返済中に借受人に万一のことがあった場合に、保険金で貸付金残高（債務）が返済されます。あわせて「債務返済支援保険」に加入すると、病気やケガで就業障害となった場合に、貸付金の返済金相当額（平均返済月額）が保険金として支払われます。

「だんしん」からの保険金
(貸付金残高(債務)相当額)

万一の場合



貸付金残高(債務)



制度の位置付け

万一、死亡・所定の高度障害状態となられても…

「だんしん」の保険金で貸付金残高（債務）が返済されます

病気やケガで就業障害となられても…

「債務返済支援保険」の保険金で返済金相当額（平均返済月額）が補償されます

「だんしん」と「債務返済支援保険」にあわせて加入すると、万一の場合だけでなく、長期間就業障害となった場合にも安心です。

例	貸付金残高(債務)	特約保証料	保障額
「だんしん」(団体信用生命保険)	貸付金残高(債務) 1,000万円の場	保険金額(貸付金残高(債務)相当額) (10万円につき 月額15円) 月額 1,500円 ※特約保証料は見直されることがあります。	<死亡・所定の高度障害状態> 保険金 1,000万円 (貸付金残高(債務)相当額)を共済組合にお支払いすることで貸付金残高(債務)が返済されます。

例	返済金額	保険料	補償額
債務返済支援保険	返済金相当額(平均返済月額) 60,000円 の場合 毎月償還 40,000円 ボーナス償還 120,000円 (計算例) 平均返済月額 60,000円 = [(40,000円×12)+(120,000円×2)] ÷ 12	保険金額(返済金相当額) (1万円につき 月額90円) 月額 540円 ※保険料は毎年見直しを行うことから、変更されることがあります。	<所定の就業障害の場合> 1カ月あたり保険金 60,000円 (返済金相当額)を30日の免責期間を経過した日から3年を限度に就業障害が終了するまでお支払いします。

<制度内容に関するお問い合わせ先> **全国市町村職員共済組合連合会** フリーダイヤル 0120-288-294 平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時
〒102-0084 東京都千代田区二番町二番地 東京グリーンパレス

MY-A-25-LF-002401 MYG-A-24-LF-1046

お問い合わせ先 **福祉課福祉係(直通) TEL 043(248)1113**

公的年金制度のしくみ

現在の公的年金制度は「国民年金」と「厚生年金」の2つがあります。共済組合は、これらに加え共済組合独自の年金にも加入しており、加入者の皆さま（第3号厚生年金被保険者）は3階建ての給付を受けられます。

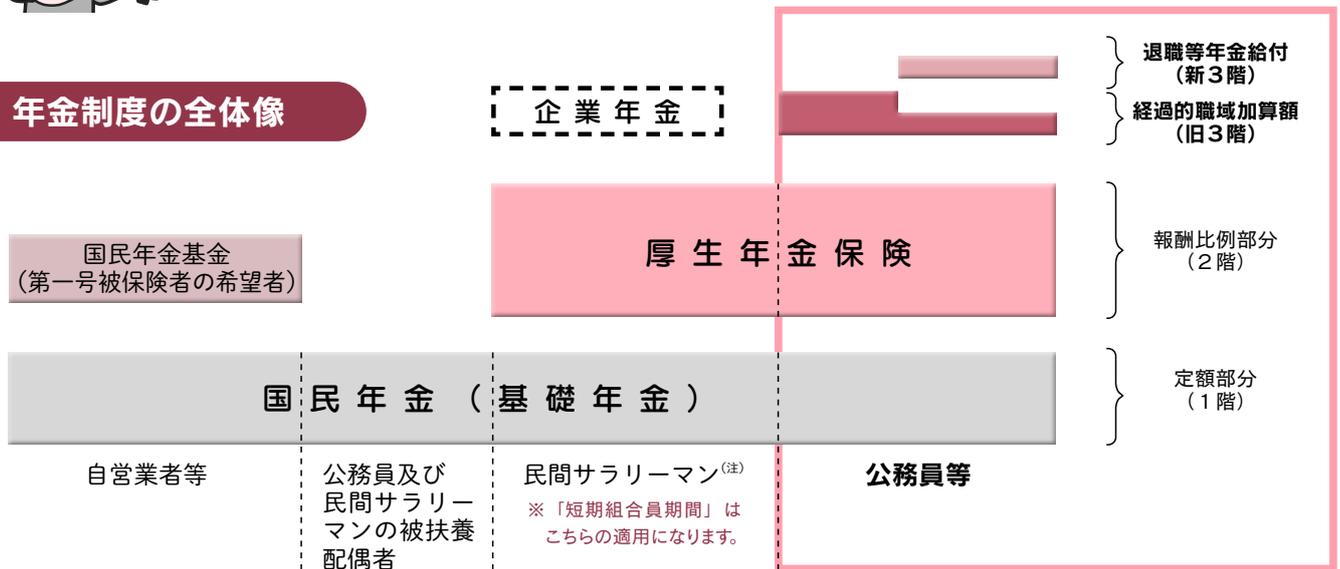
「短期組合員期間」については、第1号厚生年金被保険者として日本年金機構の適用となります。

共済組合の年金制度



共済組合に加入する人の年金制度は、建物に例えると3階建てとなっています。1階部分は「国民年金（基礎年金）」、2階部分が「厚生年金」、3階部分が共済組合独自の「退職等年金給付（年金払い退職給付）」「経過的職域加算額」となっています。

年金制度の全体像



(注) 民間サラリーマンには、船員、JR・JT・NTTの職員、農林漁業団体職員を含みます。

■各年金制度の概要

公的年金	
国民年金 (基礎年金)	日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する年金制度です。加入期間に応じた年金額が支給されます。
厚生年金	公務員・会社員など厚生年金保険の適用事業所に勤めている70歳未満の人が加入する年金制度です。加入期間と給与に応じた年金額が支給されます。
共済組合独自の年金	
退職等年金給付 (年金払い退職給付)	公務員が加入する独自の制度です。平成27年10月の被用者年金一元化により新たに創設され、一元化以降の加入期間と給与に応じた年金額が支給されます。

現役世代でももらえるの？ 年金給付の種類

「年金」というと、“老後の生活のために65歳になってから受け取るもの”というイメージがありますが、現役世代にも支給される場合があるのをご存じですか？

年金給付は3種類あり、万が一病気やケガで働けなくなったり、家族の支え手が急に亡くなったりした場合も支給の対象となります。



■年金給付の種類

	国民年金	厚生年金	給付事由
老齢	老齢基礎年金	老齢厚生年金	一定の年金加入期間があり、原則65歳に達したとき支給される年金です。
障害	障害基礎年金	障害厚生年金	年金加入期間中に初診日がある傷病により、一定以上の障害程度になった場合に支給される年金です。
遺族	遺族基礎年金	遺族厚生年金	年金加入者または年金加入者であった者が死亡したときに一定の要件を満たす遺族に支給される年金です。

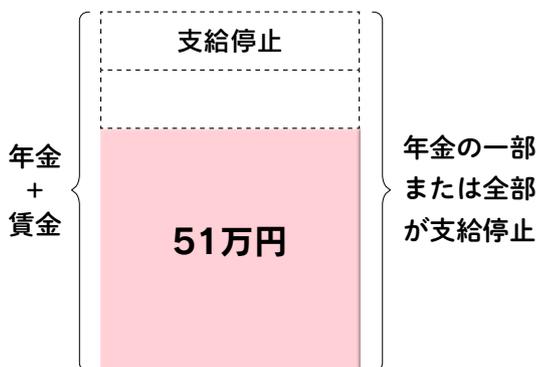
財源はなくなったりしない？ 「賦課方式」という運営方法

現行の公的年金制度は、現役世代が納めた保険料をその時々の高齢者等の年金給付に充てる仕組みを基本とした財政方式（賦課方式）を採っていて、さらに少子化が進行する将来において一定の給付水準を確保するため、現役世代の保険料のほかに年金積立金や税金が年金給付に充てられています。

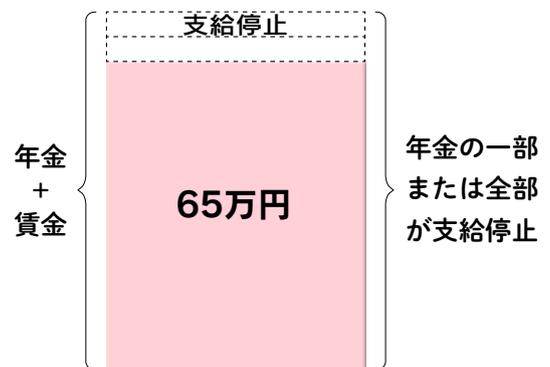
※退職等年金給付は積立方式となります。

在職老齢年金の支給停止基準額について、令和8年4月から変更されます

令和8年3月まで → 51万円



令和8年4月から → 65万円



※年金＝老齢厚生年金の年金額のうち加給年金額及び経過的加算額を除いた額の合計額×1/12

※賃金＝標準報酬月額＋(当該月以前1年間の標準賞与額の合計×1/12)

年金情報をインターネットで提供しています。(マイナ手続きポータル)

組合員の皆さまは、ご自身の年金記録等を、マイナンバーカードとスマートフォン等を利用してインターネット上で取得することができます。詳しくは、「全国市町村職員共済組合連合会」のホームページをご覧ください。

●利用時間：24時間365日（サーバーのメンテナンス時を除く）

全国市町村職員共済組合連合会



お問い合わせ先

組合員
(短期組合員を除く) 年金課 年金係(直通) 審査係

資格情報通知書・資格確認書 について

今月は、組合員又は任意継続組合員やその被扶養者の資格情報が保険医療機関等と連携され、マイナ保険証（健康保険証利用の登録をしたマイナンバーカード）若しくは資格確認書による受診が可能となったことを、皆さまにお知らせする「資格情報通知書」やマイナ保険証を所持していない場合に交付される「資格確認書」について説明します。

なお、任意継続組合員の方は、任意継続組合員の資格取得時にお渡ししました「任意継続組合員制度のてびき」も併せてご覧ください。

（※）この記事において「資格確認書」とは、資格確認書、資格確認書（任意継続）をいいます。

① 資格情報通知書の送付及び用途について

共済組合の資格情報が保険医療機関等と連携されたことを組合員（被扶養者）の皆さまにお知らせするものです。

これにより、保険医療機関等で資格確認を行えることとなり、マイナ保険証による受診が可能となります。

なお、保険医療機関等でマイナ保険証が使えないときに、窓口でマイナ保険証と一緒に提示することで受診いただけます。

※「資格情報通知書」は、マイナポータルに登録されている下記【医療保険の資格情報画面】で代用可能です。

【医療保険の資格情報画面】について

事前にマイナポータルアプリをインストールしていることを確認してください。



▼イメージ図

スマートフォンなどを用いてマイナポータルへアクセスすることで参照することが可能です（上記 QR コードからアクセスください）。

なお、医療保険の資格情報画面は、マイナポータルのダウンロード機能を用いることであらかじめスマートフォンなどに登録しておくことができます。

医療保険の資格情報画面を参照することが可能な場合は、「資格情報通知書」（紙）を携帯することは必須ではないため、紛失したとしても再交付の申請は不要です。

② 資格確認書について

資格確認書とは、マイナ保険証を所持していない場合に交付され、保険医療機関等で提示することにより保険診療を受ける資格があるかどうかを確認するためのものです。

保険医療機関等を受診する際は、必ず資格確認書を持参し提示してください。

また、継続して治療する場合も、月が変わった場合や月の途中で再診等の受診をする際は、必ず資格確認書を提示してください。

所属所の異動等により、記号・番号が変わったときも保険医療機関等へ必ず提示し、変わったことを申し出てください。

③ 資格情報通知書及び資格確認書の記載事項に係る各種届出（氏名変更等）

記載事項に係る各種届出は、必ず勤務先の共済事務担当課を通して行ってください。

※任意継続組合員は、共済組合に直接届出をしてください。

④ 資格情報通知書及び資格確認書の再交付について

資格情報通知書及び資格確認書の紛失や盗難に遭ったときには、必ず最寄りの警察署等に届け出のうえ、資格確認書については、勤務先の共済事務担当課を通して（任意継続組合員は共済組合へ直接）再交付申請を行ってください。

資格情報通知書については、左記①【医療保険の資格情報画面】で代用ができない場合や資格確認書が交付されていない場合に再交付申請を行うようにしてください。

⑤ 資格情報通知書及び資格確認書の返納について

資格情報通知書の返納は不要です。

資格確認書については、資格喪失時点で有効な資格確認書をお持ちの場合は資格喪失後に返納してください。

**資格情報通知書
(見本)**



123- 7890- 123-01- 06789012-00
ご本人 (組合員) 様
千葉県市町村職員共済組合
保険者番号 12345678

組合 太郎 様

〇〇市役所 △△課

資格情報通知書

あなたの加入する共済組合の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、この通知書のみでは医療機関等を受診することはできません。

記号	123	番号	7890 (枝番) 01
氏名	組合 太郎		
フリガナ	タリイ タロウ		
資格取得年月日	令和 元年 9月 1日		
通知年月日	令和 6年 12月 1日		
保険者名	千葉県市町村職員共済組合		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の共済組合の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面を
マイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。(スマートフォンをお
持ちでない方は、この通知書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いた
だけます)。

千葉県市町村職員共済組合 令和 6年 12月 1日発行
千葉県市町村職員共済組合 保険者番号 12345678

記号 123 番号 7890 (枝番) 01
名称 組合 太郎
発給の際にはマイナ保険証が有効であることを示す

千葉県市町村職員共済組合 **本人** 令和〇年〇月〇日交付
資格確認書 (組合員)

記号 〇〇〇 番号 〇〇〇〇〇 枝番 (〇〇)
氏名 **共済 太郎** 性別 男

生年月日 平成 〇年〇月〇日
資格取得年月日 令和 〇年〇月〇日
有効期限 令和 〇年〇月〇日
発行機関所在地 千葉県千葉市中央区中央港1丁目13番3号
保険者番号 **32120412**
発行番号 1234567
名称 千葉県市町村職員共済組合

**資格確認書
【カード型】
(見本)**

千葉県市町村職員共済組合 **家族** 令和〇年〇月〇日交付
資格確認書 (被扶養者)

記号 〇〇〇 番号 〇〇〇〇〇 枝番 (〇〇)
氏名 **共済 花子** 性別 女

組合員氏名 共済 太郎
生年月日 平成 〇年〇月〇日
認定年月日 令和 〇年〇月〇日
有効期限 令和 〇年〇月〇日
発行機関所在地 千葉県千葉市中央区中央港1丁目13番3号
保険者番号 **32120412**
発行番号 1234568
名称 千葉県市町村職員共済組合

「資格情報通知書」及び「資格確認書」の記載事項について

	資格情報通知書	資格確認書
名称	「資格情報通知書」	「資格確認書」・「資格確認書 (任意継続)」 なお、組合員・被扶養者を判別するため「本人 (組合員)」・「家族 (被扶養者)」と表示しています。
交付年月日 (通知年月日)	作成交付した日です。	
記号	皆さま (組合員) がお勤めの市町村等の固有番号です。 ※任意継続組合員の記号・番号は、現職時と同じです。	
番号	市町村等ごとの皆さま (組合員) の番号です。 ※共済組合は「記号」と、この「番号」で皆さま (組合員) を判別しており、共済組合への各種届出の際に必要となります。	
枝番	同じ記号・番号内での組合員・被扶養者ごとの番号です。	
氏名・性別・生年月日	お手元に届きましたらご確認ください。 ※誤りがある場合は、勤務先の共済事務担当課へ申し出ください。	
資格取得年月日 (認定年月日)	この日以降、資格喪失日の前日まで使用することができます。 ※任意継続組合員の資格取得年月日は、退職年月日の翌日です。 ※75歳の誕生日を迎えますと、短期給付適用外となるため、その日以降は使用できません。	この日以降、有効期限まで (ただし、有効期限前に資格喪失する場合は資格喪失の前日まで) 使用することができます。
有効期限		5年以内で保険者が設定した日を表示しています。 「資格確認書 (任意継続)」の有効期限については、任意継続組合員の資格取得年月日から2年後を表示しています。 ※保険者が設定した日 (任意継続組合員は資格取得日から2年後) より前に、75歳の誕生日を迎える場合は、75歳の誕生日の前日を表示しております。 ※任意継続掛金の納入がない場合は、この年月日にかかわらず資格を喪失し、使用できなくなります。
発行機関所在地		当共済組合の所在地です。
保険者番号	社会保険制度上で用いる当共済組合の固有番号で、「32120412」と定められています。	
名称 (保険者名) 及び印	当共済組合の正式名称です (印はありません)。	当共済組合の正式名称及び公印です。
発行番号		資格確認書を作成した際の通し番号です。
組合員氏名	家族 (被扶養者) のみ組合員の氏名を表示しています。	

【注意】 資格確認書の裏面の住所等は、組合員 (被扶養者) の皆さまに記入していただくこととなります。
なお、その他の部分を加筆・訂正等することは不正使用となりますので、絶対に加筆・訂正等を行わないでください。
その他、記載等に関するお問い合わせは、勤務先の共済事務担当課、または共済組合保健課までお願いします。

お問い合わせ先 保健課 資格管理係 (直通) TEL 043(248)1116
資格管理係 資格測定係

組合員の被扶養者の基準について

1 被扶養者の認定基準について

被扶養者になれる方とは、下図「被扶養者の範囲」にある方で、「主として組合員の収入により生計を維持」しており、「恒常的な収入が年額130万円未満」である、「三親等内の親族」で、かつ、「国内居住要件を満たす方」です。

(1) 「主として組合員の収入により生計を維持」とは

経済的な援助・負担を組合員から受けていることをいいます。生活上の世話介護、精神的な扶養の実態等、組合員が生活の中心的な役割を担っている状況ではありません。

(2) 「恒常的な収入」とは

認定を受けようとする方のすべての収入のうち、継続して得ることのできる収入をいいます。季節的な勤務または事業収入であっても、それが毎年継続的に繰り返し行われる性質のものとして認められる場合は、恒常的な収入となります。

課税 非課税にかかわらず収入となりますので、「遺族年金」や「障害年金」も扶養認定上の収入になります。

(3) 「年額」とは

扶養の事実が発生したときから将来に向かって予測できる収入であり、暦年または年度によって期間を限定したものではありません。具体的には、収入の種類に応じて、年額・月額・日額により判断します。

アルバイトやパート等の給与収入については、年額ではなく月額で判断するほ

うが実態に即しているため、月額の扶養限度額を設定しています。

給与月額が108,334円以上(賞与があるときは、各月の給与に按分して判断)となった月を起算月として3カ月の平均がこの金額以上となった場合には、108,334円以上となった月の給与の支払対象期間の初日にさかのぼって取消該当となりますのでご注意ください。

給与及びそれ以外の収入があるときは、すべての収入を合わせた額で計算します。19歳以上23歳未満の方(配偶者を除く)は年額150万円(月額12万5千円)です。

障害を支給事由とする公的年金等の受給要件に該当する程度の障害を有する方または60歳以上の方の扶養限度額は年額180万円(月額15万円)です。

※19歳以上23歳未満の方の年齢要件は、その年の12月31日時点の年齢で判断します。年齢は誕生日の前日に加算するため、誕生日が1月1日である方は12月31日に年齢が加算されます。

※認定対象者が組合員の配偶者以外である方(父母、祖父母など)については、認定対象者自身に配偶者がいる場合、夫婦の収入を合算した額においても扶養限度額(両者の限度額の合計額)の判断を行います(認定対象者が組合員の配偶者である場合、この合算は行いません)。

例) 父母ともに60歳以上であり、父母の収入合算額が年額360万円以上の場合、は父母のいずれも認定できません。

《事業収入等がある場合》

被扶養者認定基準の収入とは、所得税法

上の所得の額そのものではありません。所得税法上の必要経費を控除する前の総収入が基本となります。

ただし、被扶養者認定において必要と認められると判断した経費のみを控除し、その額を収入とします。

※農業収入・営業等収入・不動産収入等の各収入から直接必要と判断する経費のみ(地代家賃など)を控除したもになります。

※課税・減価償却費・借入金利息・旅費交通費・通信費などは、必要経費とは認められません。その他の経費については、当組合のホームページにてご確認ください。

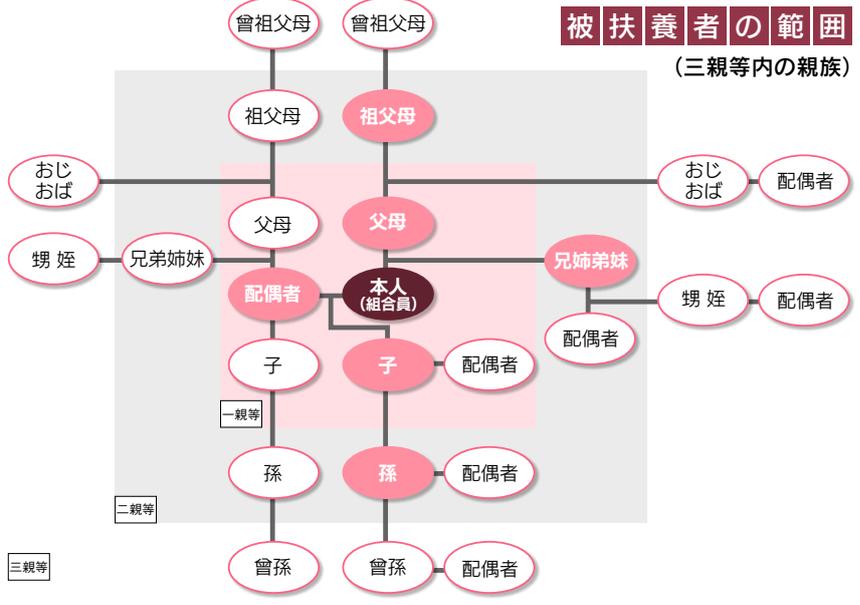
また、手続きにおいて確定申告時の書類一式(収支内訳書を含む)・特定口座年間取引報告書の写しが必要となりますので、必ず保管してください。

(4) 「三親等内の親族」とは

次の①～③の範囲内の方であり、組合員との身分関係(続柄)によっては同居が条件となります。

① 組合員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む。以下「内縁」という)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

被扶養者の範囲 (三親等内の親族)



● の人は生計維持関係と国内居住要件を満たすことが必要です。 ○ の人は生計維持関係、組合員と同一世帯であることと国内居住要件を満たすことが必要です。

(5) 「国内居住要件を満たす」とは「日本国内に住所(住民票)を有する者」

① 組合員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む。以下「内縁」という)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
② 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で、前記①に掲げる以外の方
③ 組合員の内縁の配偶者の父母及び子、並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一世帯に属する方

または「外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者」であることが必要です。

ただし、日本国内に住所（住民票）があっても、次の場合は被扶養者として認定されません。

①日本の国籍を有しない方であつて、「医療滞在ビザ」または「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した方

②海外で就労しており、日本で全く生活していないなど明らかに日本での居住実態がない方

2 被扶養者として認定されない方について

(1) 健康保険の被保険者、共済組合の組合員、船員保険の被保険者または後期高齢者医療制度の被保険者（ただし、後期高齢者医療制度において申請を撤回する旨を申し出た方を除く）

(2) 認定対象者について組合員以外の方が扶養手当またはこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている方

(3) 組合員が他の方と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない方

(4) 恒常的な収入が年額130万円以上である方

・19歳以上23歳未満（配偶者を除く）である場合は、年額150万円以上である方
・障害を支給事由とする公的年金等の受給要件に該当する程度の障害を有する場合、またはその方が60歳以上である場合は、年額180万円以上である方

※前記のとおり給与収入がある場合は、月額
額の扶養限度額（108,334円、12万

5千円または15万円）を設定しています。
(5) 組合員と別居している方であつて、組合員からの仕送り額が必要額に達していない方

(6) 認定時及び将来に向かつて恒常的な収入が明確にならない方

3 扶養認定日について

被扶養者の認定申告を行う際は、被扶養者の要件を備えた日から30日以内に各所属の共済事務担当課へ「被扶養者申告書」及び認定に必要な書類を提出してください。

30日を過ぎてしまうと、各所属所の共済事務担当課でその届出を受け付けた日から認定され、さかのぼつては認定されませんのでご注意ください。

また、必要な書類については当組合のホームページ「認定・取消に必要な添付書類」をご確認ください。

※任意継続組合員について

被扶養者の認定・取消の手続き等は、当組合へ直接申告していただくことになりません。

よつて、認定申告は被扶養者の要件を備えた日から30日以内に当組合に届くように、直接「被扶養者申告書」及び認定に必要な書類を提出してください。

30日を過ぎてしまうと、当組合での受付日から認定され、さかのぼつては認定されませんのでご注意ください。

4 認定後の扶養事実の確認について

「被扶養者申告書」により認定時に実態を確認しますが、それ以降の被扶養者の状況については十分ご注意ください。

なお、認定後は「扶養事実確認調査」を実施いたします。組合員の収入により主として生計を維持しているか、その後の状況を調査し、引き続き被扶養者の要件を備えているかどうかの確認をさせていただきますが、この調査にかかわらず、被扶養者の要件を欠いた場合は、すみやかに取消申告をしてください。

また、この調査は地方公務員等共済組合法の検認事務を兼ねていますので、被扶養者の給与明細書・労働条件通知書・退職確認書類・年金振込通知書・確定申告時の書類一式（収支内訳書を含む）・特定口座年間取引報告書・公的機関各種届出（開業届・廃業届等）・仕送り状況が確認できる振込明細書等の確認書類を必ず保管くださるようお願いいたします。

5 年収の壁・支援強化パッケージについて

人手不足等の理由から一時的な収入変動により収入が扶養限度額を超えてしまう場合は、「被扶養者の収入確認に当たつての一時的な収入変動」に係る事業主の証明書を他の必要書類と併せて当組合へ提出することにより被扶養者として認定または継続することが可能となります。当面の対応とされてきましたが恒久的な取り扱いとなりません。

なお、適用開始日については、令和5年10月20日以降の適用となるため、令和5年10月19日以前が認定日となる被扶養者の認定申告及び令和5年度扶養事実確認調査について適用はありません。

また、「3扶養認定日について」のとおり、被扶養者の認定申告を行う際は扶養者の要件を備えた日から30日を過ぎてしまうと当組合での受付日から認定され、さかのぼつては認定されませんのでご注意ください。

労働契約内容に基づく被扶養者認定の取り扱いについて

令和8年4月1日より、以下の要件に該当する場合は、労働基準法第15条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」等の内容を確認し、給与収入が扶養限度額未満であれば、原則被扶養者として取り扱うこととなります。

〔要件〕

①認定対象者の収入が非課税の収入を含め給与収入のみであること。

併せて、認定対象者の「給与収入のみである」旨の申立てが必要になります（「被扶養者申告書」の提出の際に、非課税を含めた収入が給与収入のみである申立欄に署名を受けた「扶養事実申立書」等を添付してください）。

※認定対象者が給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある方については、従前の取り扱いとなります。

②「労働条件通知書」については基本給、出勤日数（時給の場合は出勤時間）、雇用契約期間等が記載され、想定できる給与収入の具体的な金額が算出できること。

③雇用契約期間が1年以上あること。

④主として組合員の収入により生計を維持していること。

なお、この取り扱いにおける給与収入には、労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等は含まないこととなります。

お問い合わせ先

保健課 資格管理係
資格調定係

～ 被扶養者の資格確認のお知らせ ～



当組合では、地方公務員等共済組合法施行規程により、引き続き被扶養者として資格を有しているかの検認（確認）を行うこととされており、「扶養事実確認調査」を行っております。これは被扶養者の資格の認定継続を行っていくために必要な手続きとなりますので、調査票が届きましたらご協力をお願いいたします。

なお、調査対象者の調査票は、7月下旬に所属所を通じて送付させていただきます予定です。

また、この調査にかかわらず、被扶養者の要件を欠いた場合は、すみやかに取消申告を行っていただきますよう重ねてお願いいたします。

● 調査対象者（検認対象者）

次のいずれかに該当する方

- ①調査基準日現在20歳以上74歳以下の偶数年齢の被扶養者
- ②当組合において「別居」として登録している調査基準日現在20歳以上74歳以下の被扶養者（①、②ともに認定年月日が令和8年1月1日から令和8年6月30日までの方を除く。）

※調査基準日 令和8年7月1日

※調査方法等の実施に関する詳細は、皆さまの勤務先の共済事務担当課を通じて、別途お知らせいたします。



● 調査（検認）の結果、被扶養者の要件を満たさないことが判明した場合の取扱いについて

調査（検認）により被扶養者の資格が認められない場合には、被扶養者取消申告をしていただくこととなりますので、被扶養者申告書（取消）提出の際に併せて組合員被扶養者証または資格確認書を返納してください。なお、調査（検認）により取消に該当する場合は、本来の取消年月日にさかのぼり認定取消となります。

● 調査に必要な書類

調査対象者の収入や仕送り状況の確認のため、以下の収入確認書類等（非課税の収入含む）は普段から大切に保管しておいてください。

給与明細書、労働条件通知書、源泉徴収票、確定申告書（控）（収支内訳書も含む）、年金決定・改定通知書、公的機関各種届出（開業届・廃業届等）、各種手当金や給付金の送金通知書、特定口座年間取引報告書、仕送り状況が確認できる振込明細書等、単発のアルバイトに登録していることが確認できるアプリやサイトの履歴の写し、単発のアルバイトにて月ごとに何件、いくら収入を得たのか確認できるもの、被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書（「年収の壁・支援強化パッケージ」に関する証明書）※1

◎一時的な収入増加等（「年収の壁・支援強化パッケージ」の対象となるもの）があった場合、その増加内容（増加理由、受給日、増加分の額等）を確認できる書類を取得・保管しておいてください。

※1 「年収の壁・支援強化パッケージ」については令和5年10月20日以降の収入において適用されます（※2）。また、当面の対応とされてきましたが恒久的な取り扱いとなりました。詳細については、厚生労働省ホームページの「事業主の証明による被扶養者のQ&A」をご参照いただくか当組合へお問い合わせください。

※2 対象期間外に当該理由による一時的な収入増加があり、扶養限度額以上の収入となった場合は取消該当となりますので、勤務先の共済事務担当課を通じ、すみやかに被扶養者の取消申告を行ってください。

お問い合わせ先

保健課 資格管理係（直通） TEL 043(248)1116
資格調定係

貯金事業からのお知らせ

「貯金利息計算書(決算)」を送付します

令和7年10月から令和8年3月までの利息を3月31日付で、元金に繰り入れましたのでお知らせします。
利息繰入れ後の残高が預入れ限度額の3,000万円を超えた方は、超えた額の払戻し手続きを行ってください(限度額を超えた額には、利息は付きません)。

『貯金利息計算書(決算)』は、4月末に各所属所の共済事務担当課(任意継続組合員の方はご本人宛て)に送付する予定です。
『貯金利息計算書』の再発行はできませんので、大切に保管してください。

《今年度の支払利率は年利1.9%です》

本年4月以降も、引き続き年利1.9%となります。
なお、預入れ・払戻し等は次のとおり決められていますので、ご協力をお願いします。



◆預入れ(任意継続組合員を除く)

- 定額積立は、給与(手取額)の範囲内で月1回です。
- 臨時積立は、期末勤勉手当(手取額)の範囲内で6月又は7月及び12月のそれぞれ1回です。
- 預入れ限度額は、3,000万円です。
※限度額を超えた方は、6月及び11月に所属所の共済事務担当課を経由し、通知をしておりますので、超えた額については速やかに払戻し手続きを行ってください。また、定額積立をしている方は、中断の手続きを行ってください。

◆払戻し

- 1回の払戻しにつき、複数の「貯金一部・解約払戻請求書」は受付できませんので、ご注意ください。
- 払戻日は、毎月28日(土・日・祝日の場合は直前の開庁日)(12月は最終開庁日の前営業日)です。
- 共済組合締切日は、払戻月の10日(12月は7日)(土・日・祝日の場合は直前の開庁日)です。なお、所属所ごとに独自の締切を設けている場合がありますので、組合員の方は、予め提出期限を所属所の共済事務担当

課にご確認のうえ、余裕をもって担当課に提出してください。

- 払戻日・共済組合締切日は、偶数月及び1月発行の『共済だより』でお知らせしていますので、ご確認をお願いします。
※任意継続組合員の方は、払戻月の10日(12月は7日)(土・日・祝日の場合は直前の開庁日)までに共済組合に必着です。

◆「貯金一部・解約払戻請求書」を作成する際の注意事項

- 請求金額の訂正・重ね書きはしないようご注意ください。
- 誤った組合員等記号番号及び貯金者番号を記入しないよう、資格情報通知書や「貯金利息計算書(決算)」でご確認ください。
- 不鮮明であったり、欠けた印鑑での押印をしないようご注意ください。
- 鉛筆や消せるボールペンでの記入をしないようご注意ください。
- 任意継続組合員の方は、必ず届出印を押印するようご注意ください。

お問い合わせ先

福祉課福祉係(直通) TEL 043(248)1113

「子ども・子育て支援金制度」が始まりました

すでにご案内させていただいているとおり、子ども・子育て支援金制度が創設され、短期掛金や介護掛金等とあわせて、医療保険者で子ども・子育て支援掛金を徴収することとされましたので、掛金率等をお知らせします。

1 開始時期 令和8年4月分の掛金から徴収

- 2 徴収方法
- (1) 毎月の給料から短期掛金・介護掛金等とあわせて徴収
 - (2) 6月及び12月に支払われる賞与(期末勤勉手当等)から徴収
- ※1 産前産後休業や育児休業を取得した場合は、掛金免除の対象となります。

- 3 掛金等の計算方法
- (1) 標準報酬月額 × 1,000分の2.3^{※2} = 支援金額(事業主と被保険者で折半)
【内訳】被保険者負担分 ……▶ 標準報酬月額 × 1,000分の1.15 = 掛金額
事業主負担分 ……▶ 標準報酬月額 × 1,000分の1.15 = 負担金額
 - (2) 標準期末手当等の額 × 1,000分の2.3^{※2} = 支援金額(事業主と被保険者で折半)
【内訳】被保険者負担分 ……▶ 標準期末手当等の額 × 1,000分の1.15 = 掛金額
事業主負担分 ……▶ 標準期末手当等の額 × 1,000分の1.15 = 負担金額
- ※2 この支援金率は、毎年国から示されることとされています。



●任意継続組合員に係る掛金について

任意継続掛金の基礎となる標準報酬月額^{※3} × 1,000分の2.3 = 掛金額

※3 退職時の標準報酬月額と組合員の標準報酬月額の平均額を比較して、いずれか低い方が掛金の基礎となる額となります。

お問い合わせ先

保健課 資格管理係(直通) TEL 043(248)1116
資格調定係

標準報酬決定・改定通知書

標準期末手当等決定通知書

と について

標準報酬の月額を決定または改定したとき及び標準期末手当等の額を決定したときは、共済組合は組合員に対し標準報酬の等級や月額等を通知いたします。

今月号ではそれらの通知書の内容についてご案内いたします。

通知書は原則として、決定・改定月の翌月上旬（定時決定は9月）に勤務先の共済事務担当課を経由して送付いたします。

また、通知書は標準報酬の等級や月額等を通知するものですので、送付された際に組合員の皆さまにさせていただきお手続きはございません。



1 標準報酬決定・改定通知書

標準報酬の月額を決定または改定が行われたときに送付いたします。

標準報酬の月額を決定または改定には以下の種類があります。

※各内容は概要です。

(1) 資格取得時決定

共済組合員の資格を取得したときの決定

(2) 定時決定

4、5、6月の報酬にもとづいて毎年行われる決定（毎年9月から適用）

(3) 随時改定

昇給等によって固定的給与に変動があったときに変動の月から3カ月間の報酬により行われる改定

(4) 産前産後休業終了時改定

産前産後休業終了日の翌日が属する月から3カ月間の報酬により行われる改定

(5) 育児休業等終了時改定

育児休業等の終了日の翌日が属する月から3カ月間の報酬により行われる改定

標準報酬 決定・改定通知書		令和 年 月 日 千葉県市町村職員共済組合		
下記のとおり標準報酬を決定・改定しましたので、通知します。				
① 決定・改定事由	② 適用開始			
定時決定	令和8年9月			
区分		標準報酬等級	標準報酬月額	
③ 新等級	短期	第24級	340千円	
	長期	厚生年金	第21級	340千円
		退職等年金給付	第21級	340千円
④ 従前等級	短期	第23級	320千円	
	長期	厚生年金	第20級	320千円
		退職等年金給付	第20級	320千円

① 決定・改定事由

標準報酬の月額が決定または改定された事由を表示します（資格取得時決定、定時決定等）。

② 適用開始年月

決定または改定された標準報酬の月額の適用開始年月を表示します。

③ 新しい標準報酬の等級と月額

決定または改定された新しい標準報酬の等級と月額を、短期・厚生年金・退職等年金給付に分けて表示します。

こちらの月額に短期・厚生年金・退職等年金給付の各掛金率・保険料率をかけて、毎月の掛金・保険料を算定します。

④ 従前の標準報酬の等級と月額

決定・改定される前の標準報酬の等級と月額を、短期・厚生年金・退職等年金給付に分けて表示します（資格取得時決定の際は表示しません）。

2 標準期末手当等決定通知書

標準期末手当等の決定が行われたとき（期末手当・勤勉手当等が支給されたとき）（※）に送付いたします。

※給与改定により期末手当・勤勉手当等の額がさかのぼって変更となった場合を含みます。

標準期末手当等 決定通知書		令和 年 月 日 千葉県市町村職員共済組合	
下記のとおり標準期末手当等を決定しましたので、通知します。			
① 支給年月	令和8年6月		
区分		標準期末手当等	
②	短期	782千円	
	長期	厚生年金	782千円
		退職等年金給付	782千円

① 支給年月

標準期末手当等の額の算定のもととなる期末手当・勤勉手当等が支給された年月を表示します。

② 標準期末手当等の額

決定された標準期末手当等の額を、短期・厚生年金・退職等年金給付に分けて表示します。標準期末手当等の額は、原則として、同月内に支給された期末手当・勤勉手当等の合算額の千円未満を切り捨てた額となります。

この標準期末手当等の額に短期・厚生年金・退職等年金給付の各掛金率・保険料率をかけて、期末手当・勤勉手当等の掛金・保険料を算定します。

※短期組合員の方については、短期給付のみ表示しています。

※短期給付に係る標準報酬の月額は、福祉に係る掛金・負担金の算定にも使用しています。

【例】

期末手当	勤勉手当
425,000円	357,900円
合算	
782,900円	
千円未満切り捨て	
標準期末手当等の額	
782,000円	

お問い合わせ先

保健課 資格管理係（直通） TEL 043(248)1116
資格調定係

退職等年金給付

給付算定基礎額残高通知書をお届けします

令和7年4月から令和8年3月までの「給付算定基礎額」に関する情報を圧着はがきでお知らせいたします。

平成27年10月1日に被用者年金制度が一元化されたことに伴い、退職等年金給付（年金払い退職給付）制度が創設されました。

この退職等年金給付（年金払い退職給付）制度は、将来年金を受給する際に必要な原資を、保険料で積み立てる「積立方式」による給付となります。

組合員一人ひとりに仮定の個人勘定を設定し、各月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を利子とともに毎月積み立てます。これを累積した「**給付算定基礎額**」が年金原資となります。

このように積み立てられた給付算定基礎額について、毎年1回（6月）「給付算定基礎額残高通知書」としてお知らせしております。

(1) 通知内容

- ① 標準報酬月額（期末手当等の額を含む）
- ② 付与額
- ③ 利息
- ④ 給付算定基礎額
- ⑤ 付与率
- ⑥ 基準利率



(2) 送付対象者

組合員（短期組合員を除く）及び年金待機者

※年金待機者については新たな掛金の納付がないため、退職時のほか35歳・45歳・59歳・63歳に通知いたします。

(3) 退職等年金給付（年金払い退職給付）制度の概要等について

退職等年金給付（年金払い退職給付）制度の概要や給付の計算方法等について詳しく知りたい方は、「全国市町村職員共済組合連合会ホームページ」(<https://ssl.shichousonren.or.jp/>)をご覧ください。

お問い合わせ先

組合員
(短期組合員を除く) 年金課 年金係(直通) 審査係 TEL 043(248)1117

自動車ローン（物資供給事業）をぜひご利用ください

利率 年利1.39%（令和8年4月1日現在）※利率は、変動する場合があります。

借入金額 最大**300**万円（10万円以上1万円単位）
※普通貸付（年利1.26%、最大200万円）と併用で最大**500**万円まで借入可能。

償還期間 最大10年（120回まで）

使用できる店舗 共済組合が契約している店舗（特約店）

ご利用方法 お勤め先の共済事務担当課で発行した物資購入票を特約店へ持参していただくことでご利用いただけます。



※会計年度任用職員等の任期の定めがある組合員の方は、利用に制限がありますので、ご注意ください。

※他金融機関等のローンからの借り換えはできません。

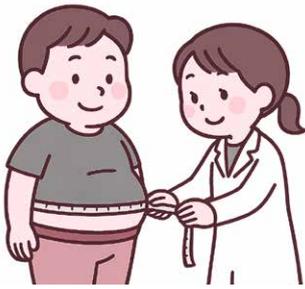
お問い合わせ先

福祉課福祉係(直通) TEL 043(248)1113

詳細は、共済組合ホームページをご覧ください。



特定健康診査・特定保健指導の 実施方法について



特定健康診査・特定保健指導については、令和6年4月から6年間の第4期特定健康診査等実施計画に基づき実施しております。今年度は、特定健康診査受診率87%以上、特定保健指導実施率45%以上を目標としております。

生活習慣病の発見と予防のために、無料で受けられる特定健康診査・特定保健指導をぜひご利用ください。

特定健康診査対象者について

組合員（任意継続組合員を含む）及びその被扶養者で、今年度40歳以上の方。
※妊娠婦その他厚生労働大臣が定める者は対象者から除かれます。



特定健康診査の実施形態について

◆組合員の場合

- ①各所属所の事業主が行う健診と共済組合助成の特定健康診査補助事業
 - ②共済組合助成の人間ドックによる健診
- *右記のいずれか一つを受けることとなります。

*受診券は、発行いたしません。

*事業主健診対象外の短期組合員の方につきましても、特定健康診査受診券申請書を所属所経由で提出していただくことにより、特定健康診査受診券を交付いたします。

◆被扶養者と任意継続組合員（被扶養者を含む）の場合

共済組合から「特定健康診査受診券」を6月下旬頃に発行いたします。

- ①日本人間ドック学会等の全国規模の集合契約・千葉県医師会等の集合契約に参加している医療機関による健診
 - ②共済組合助成の人間ドックによる健診
- *右記のいずれか一つを受けることとなります。

*①の受診方法により、「特定健康診査受診券」を使用して受診する場合、自己負担はありません。

※人間ドックまたは特定健康診査のうち、どちらか一方のみ助成を受けることができます。

健診結果について

◆事業主健診・集合契約（受診券）による健診の場合

①受診者へは、特定健康診査受診結果通知表が届き、結果通知表のメタボリックシンドローム判定欄に「基準該当・予備群該当・非該当・判定不能」のいずれかが判定されます。

②共済組合では、法令によりこの健診結果データを組合員の場合は所属所から、被扶養者の場合は支払基金を通して受け取ります。

◆人間ドックによる健診の場合

- ①事業主健診・集合契約（受診券）による健診の場合と同じです。
- ②共済組合では、特定健康診査検査項目の健診結果データを健診実施機関から直接受け取ります。

特定保健指導の実施方法について

◆特定保健指導実施対象者の抽出

共済組合では、提供を受けた特定健康診査結果データを基に、リスクに応じて、①情報提供該当、②動機付け支援該当、③積極的支援該当の3つに階層化し、保健指導の対象者を決定します。なお、メタボリックシンドローム判定では該当しなかった方でも、BMIや喫煙歴により該当する場合があります。

ただし、保健指導は、必ずしも②または③に該当した方全員に対して行う必要はないとされていることから、共済組合の実施計画に基づいた人数で実施いたします。今年度は、②または③に該当した方々の45%以上について実施となるよう計画しています。

- 保健指導該当の抽出方法は、②または③に該当した方の中から、年齢・該当の程度を考慮し、本人の同意のもとに決定します。
- 組合員の方の特定保健指導は、各所属所を通じて共済組合と委託契約をした専門業者により受けていただきます。
- 保健指導の初回面談につきましては、対面面談の他に、スマートフォン等のICTを用いた遠隔面談も選択いただけます。遠隔面談を希望の場合は、委託先から参加者の方に連絡をさせていただきます。初回面談の日時を決定します。その後、スマートフォン等のICTツールを用いて、特定保健指導の初回面談を実施していただきます。

- 被扶養者と任意継続組合員（被扶養者含む）には、特定保健指導利用券を発行しますので、委託契約をした医療機関や専門業者による個別訪問または、スマートフォン等のICTを用いた遠隔面談にて受けていただきます。
- 特定保健指導にかかる費用は、全額、共済組合が負担します。

保健指導終了者に係る インセンティブ事業について

●保健指導対象者となった方で、実施終了した方に、インセンティブとして直営施設で利用することができる「直営施設利用クーポン券」（1000円×5枚）を交付します。（オークラ千葉ホテル、黒潮荘、那須の森ウィレッジを宿泊利用するとき、または、オークラ千葉ホテルを飲食のみで利用するときにご利用できます。）

●保健指導終了後、共済組合から終了者の方に直接クーポン券を送付します。

階層化された特定保健指導レベル



① 情報提供レベル (生活習慣病のリスクが小さい方)

★特定保健指導の対象とはなりません。

対象者

●次の②と③以外の方すべての方が該当します。

② 動機付け支援レベル (生活習慣病のリスクが比較的大きい方)

★特定保健指導の対象となります。

対象者

●生活習慣の改善が必要と判断された方で、生活習慣を変えるにあたり意思決定の支援が必要な人を対象とします。

支援内容

●自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取り組みを積極的に進めることができるようになることを目的として、医師、保健師または管理栄養士が支援し、行動目標を立てます。

●対象者への個別支援またはグループ支援により実施しますが、原則1回の支援で、支援後3カ月以降に設定した行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に変化が見られたか、について評価を行います。

③ 積極的支援レベル (生活習慣病のリスクが大きい方)

★特定保健指導の対象となります。

対象者

●生活習慣の改善が特に必要と判断された方で、そのために専門職による継続できる細やかな支援が必要な方を対象とします。

支援内容

●自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取り組みを継続的に進めることができるようになることを目的として、医師、保健師または管理栄養士の面接・指導支援の下に、行動計画を立てます。

●対象者への個別支援、グループ支援、電話、メール、手紙等により、初回面接時に作成した行動計画が継続実施できるよう、積極的に3カ月以上の継続的な支援を行い、設定した行動計画が達成されているか、身体状況や生活習慣に変化が見られたか、について評価を行います。



③ 特定保健指導料金は高額となりますので、途中でやめると無駄になってしまうことから、特定保健指導実施対象者に選ばれた方はメタボリックシンドロームを克服する機会と受けとめ、必ず継続していただきますようお願いいたします。

特定保健指導対象者の階層化の方法

ステップ①

内臓脂肪蓄積リスクを判定

- 腹囲…男性85cm以上、女性90cm以上
- 腹囲…男性85cm未満、女性90cm未満でBMIが ≥ 25 以上
※BMI指数：肥満度の判定方法の一つ。体重(kg)÷身長(m)²

ステップ②

追加リスク

- 血糖…空腹時血糖100mg/dl以上 または HbA1c (NGSP値) の場合5.6%以上
- 脂質…中性脂肪150mg/dl以上 または HDLコレステロール40mg/dl未満
- 血圧…収縮期血圧130mmHg以上 または 拡張期血圧85mmHg以上
- 喫煙歴…有無(問診票で把握)

▼ステップ①、②をもとに階層化

ステップ①	ステップ②	対象
腹囲	(1) 血糖 (2) 脂質 (3) 血圧	(4) 喫煙歴 40～64歳 65～74歳
男85cm以上 女90cm以上	2つ以上該当	積極的支援 動機付け支援
	1つ該当	
上記以外でBMIが25以上	3つ該当	積極的支援 動機付け支援
	2つ該当	
	1つ該当	

※糖尿病、高血圧または脂質異常症で薬剤治療中の方(問診票で把握)は除きます。
※65歳以上の方は、積極的支援の対象となった場合も動機付け支援になります。

基本的な健診の項目

すべての対象者が受診する項目です。

問診票		検査項目	
●服薬 ●既往歴 ●喫煙 など		身長・体重・BMI	
身体計測		腹囲	
血圧		収縮期/拡張期	
生化学検査	脂質	中性脂肪	
		HDLコレステロール	
	肝機能	LDLコレステロールまたは Non-HDLコレステロール	
		AST (GOT)	
血糖検査 (いずれかの実施で可)		ALT (GPT)	
尿検査		γ-GT (γ-GTP)	
		空腹時血糖	
		HbA1c	
		随時血糖	
		尿糖	
		尿たんぱく	

詳細な健診の項目

医師の判断に基づき、選択的に実施されます。

検査項目	
血液学検査	貧血
	ヘマトクリット
	血色素量 (ヘモグロビン)
生理学検査	赤血球数
	心電図
	眼底
血清クレアチニン	

健康管理講座 募集案内

日頃の忙しい生活の中で、つつい健康であることへの感謝を忘れがちではありませんか？

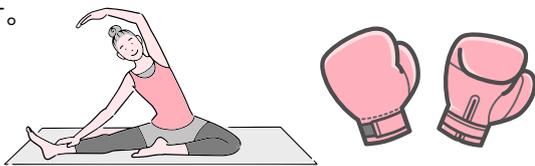
この講座では、人生を明るく・楽しく・豊かにお過ごしいただくための『健康』について体験を交えながら、最新情報をお伝えします。

ぜひ、ご家族の皆さまとともにご参加いただき、皆さまの健康管理にお役立てください。

最新！ライフスタイル改善術

心と体を元気にする「快適人生への未来日記」

当講座では、美味しく身体に良い食事法や、心にも身体にも元気をもたらす質の良い睡眠法などの講義をお伝えします。午後からはボクシングエクササイズや簡単ストレッチとセルフケア体験を行います。



■開催日時 令和8年6月20日(土) 10:00~15:30

知ってなるほど！健康づくり

忙しくても続けられる健康習慣

～働く世代のための食事と運動の整え方～

当講座では、『高精度体成分測定機器』『Articular Shot (姿勢測定)』『推定野菜摂取量測定機器』を使用し、普段なかなか見ることのできない自分の体の状態を客観的に確認しながら講座の受講ができます。



■開催日時 令和8年6月28日(日) 9:15~14:15

※受付を終了した方から順に各種測定を行います

各種測定機器の紹介

① 高精度体成分測定

体内の水分量や筋肉量、脂肪量など様々な体成分を正確に分析します。メタボ状況、栄養摂取状態、筋肉や脂肪の部位別バランスまで詳細にわかります。

② Articular Shot (姿勢測定)

姿勢測定と分析を行うシステムで、体の歪みやねじれを可視化し、正しい姿勢への改善を促すためのツールです。センサーの前に立ち、画面の指示に従って立ち位置を調整し、3秒待つだけで自動的に姿勢を測定します。

③ 推定野菜摂取量測定機器

抗酸化作用が強く、がんや生活習慣病予防に役立つとされる緑黄色野菜の摂取量を正確に測定します。また、LED (発光ダイオード) を搭載したセンサーに手の一部を当て、皮膚のカロテノイド量及び推定野菜摂取量を測定します。

●会場

オークラ千葉ホテル〔JR千葉みなと駅または千葉都市モノレール市役所前駅から徒歩5分〕

●申込資格

組合員及びその家族 (同居・別居を問いません)

●募集人数

各コース40名 (最低実施人数30名。申込多数の場合は、抽選とさせていただきます。)

●受講料

無料 (昼食は当組合で用意します。)

●申込方法

4月以降に共済組合ホームページの申込専用ページ「各種申込フォーム」から健康管理講座の申込フォームへアクセスしていただき、必要事項をご入力ください。

申込専用ページ



*傷害保険に加入するため、参加される方1名ずつのお申し込みをお願いします。

《フォームへ入力していただく必要事項》

- ①組合員等記号
- ②組合員等番号
- ③組合員氏名
- ④受講者氏名
- ⑤電話番号
- ⑥PCメールアドレス (携帯アドレスはメールが届かない場合があるため、PCアドレスをお願いします。)
- ⑦住所 (保険に加入するために必要となります。)

●申込締切日

令和8年4月30日(木) 23時59分

●その他

受講者決定後、「受講の案内」を申込フォームに入力いただいたメールアドレスに送信いたします。

※各コース、運動がありますので、当日は着替えや運動靴等が必要になります。

※お申込みの際しましては、講座のお間違えにご注意ください。

お問い合わせ先

福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

※個人情報の利用目的 受講申込書に記載された個人情報は、健康管理講座運営における以下の目的に使用します。

- 1.お申し込み確認と参加者名簿を作成するため
- 2.受講決定を通知するため
- 3.その他、講座を円滑に運営するため

「施設利用券(宿泊)」、「遊園施設入園券」、「リフレッシュ契約施設共通割引利用券」及び「保健施設利用券」

ご使用の際の注意事項について

直営施設利用券の利用範囲が「3親等以内の親族及びその配偶者」に拡大されます!!

楽しく充実した休日をお過ごしいただくために、正しい使用方法をお守りのうえ、ご利用ください。
各券の使用方法は次のとおりです。

オークラ千葉ホテル・黒潮荘・那須の森ヴィレッジ千葉県市町村職員共済組合直営施設利用券(桃色)

利用範囲

- (1) 会館利用助成金及び保養所・保健センター利用助成金の対象者
- ①組合員、任意継続組合員 ②組合員、任意継続組合員の被扶養者
③被扶養者でない配偶者(内縁の配偶者を含む)並びに3親等以内の親族及びその配偶者(下記続柄のとおり)
- ・父母、祖父母、曾祖父母、子、孫、曾孫、兄弟姉妹、甥・姪、おじ・おば
 - ・義理の父母、祖父母、曾祖父母、子、孫、曾孫、兄弟姉妹、甥・姪、おじ・おば
- 及び
その配偶者
- (2) 県互助会助成金の対象者
※千葉県市町村職員互助会の助成金です。
千葉県市町村職員互助会の①会員 ②会員の被扶養者 ③被扶養者でない配偶者(内縁の配偶者を含む)並びに3親等以内の親族及びその配偶者(上記(1)の続柄のとおり)
- 上記(1)及び(2)の助成金については、交付対象者以外の方が誤ってご使用になられた場合、助成金を返還していただきますので取り扱いには十分ご注意ください。



助成金額

- ・オークラ千葉ホテル
 - 1泊朝食付の場合
会館利用助成金6,000円(県互助会助成金500円)
 - 素泊りの場合
会館利用助成金5,000円(県互助会助成金500円)
- ・黒潮荘・那須の森ヴィレッジ
 - 1泊2食付の場合
保養所・保健センター利用助成金6,500円(県互助会助成金1,000円)
 - 素泊り及び1泊朝食付の場合
保養所・保健センター利用助成金2,500円(県互助会助成金500円)

3. 那須の森ヴィレッジのキャンプサイト1サイト1泊の場合
保養所・保健センター利用助成金2,500円(県互助会助成金500円)
- 利用券は、1人1泊につき1枚ご使用いただけます。
※キャンプサイトについては、1サイト1泊につき代表者が、1枚ご使用いただけます。

その他

- 券面必要事項はすべてご記入のうえ、施設フロントにご提出ください。未記入箇所のある利用券は受理できません。
- 利用券をご使用の際は、各種資格確認書類等を持参のうえ、チェックイン時にフロントへ提示してください。
 - ・利用者が組合員の場合
→組合員等記号番号の確認できる「資格確認書」、「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」、「マイナポータルの資格情報画面」、「後期高齢者等組合員証明書」
 - ・利用者が被扶養者の場合
→組合員等記号番号の確認できる「資格確認書」、「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」、「マイナポータルの資格情報画面」
 - ・被扶養者でない配偶者並びに3親等以内の親族及びその配偶者の場合
→本人確認のできる「資格確認書」、「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」、「マイナポータルの資格情報画面」、「運転免許証」、「学生証」等
- ※利用券に組合員の「記号・番号」の記載が必ず必要になりますので、組合員以外の方のみでの利用の場合等につきましては事前にご確認のうえ、ご利用ください。また、組合員等記号番号の確認できる「組合員の資格情報通知書」の写し等を携帯し、施設の求めがあったときには提示してください。
- 旅行会社発行のクーポン券等との併用はできませんのでご注意ください。
- 組合員の公務出張時は使用できません。

千葉県市町村職員共済組合契約施設利用券(クリーム色)

利用範囲

- 組合員及びその被扶養者のみご利用いただけます。
- 助成金交付対象外の方が誤ってご使用になられた場合には、助成金を返還していただきますので取り扱いには十分ご注意ください。また、利用券の記載内容が事実と異なる場合も助成金を返還していただきます。

契約料金

- 別冊の一覧に記載の契約料金は、「契約施設利用券」及び「遊園施設入園券」をご使用になった場合に限り適用になります。
- 宿泊料金は、利用日や利用人数等の条件によって異なる場合がありますので、ご予約の際に必ずご確認ください。また、ご予約時には「契約施設利用券」をご使用になる旨をお伝えください。

助成金額

- 「契約施設利用券」の助成金額は2,500円で、1人1泊につき1枚ご使用いただけます(1人1泊の利用料金が2,500円に満たない場合は、使用できません)。

遊園施設入園券(りんどう色・縦長)

- 「遊園施設入園券」の助成金額は1,000円までとなり、1人1施設につき1日1枚ご使用いただけます。

その他

- 券面必要事項はすべてご記入のうえ、施設窓口にご提出ください。未記入箇所のある利用券は受理できません。
- 利用券をご使用の際は、必ず組合員等記号番号の確認できる「資格確認書」、「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」、「後期高齢者等組合員証明書」、または「マイナポータルの資格情報画面」をお持ちください。
- 「リフレッシュ契約施設共通割引利用券」では宿泊施設及び遊園施設での助成金控除の対象となりませんので、お間違いのないようご注意ください。
- 各市町村及び一部事務組合が契約施設の借り上げを行った際には、当組合発行の「契約施設利用券」をお使いいただくことはできません。
- 旅行会社発行のクーポン券等との併用はできませんのでご注意ください。
- 契約施設利用券について、組合員の公務出張時は使用できません。

リフレッシュ契約施設共通割引利用券(空色)

利用範囲

- 組合員及びその家族(同居、別居を問いません)

その他

- 券面必要事項をすべてご記入のうえ、利用施設へ提出してください。

保健施設利用券(スパスカイビュー)(サーモン色)

- 利用範囲が組合員及びその家族となるのは、「リフレッシュ契約施設共通割引利用券」と「保健施設利用券」のみですので、ご注意ください。

お問い合わせ先

福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

特!
2,000円

令和8年度もオークラ千葉ホテル・黒潮荘・那須の森ヴィレッジ利用助成金に特別加算（2,000円）を行い、直営施設利用券の適用範囲が2親等から3親等に拡大されます！

直営施設（オークラ千葉ホテル・黒潮荘・那須の森ヴィレッジ）の利用がお得です!!

令和8年度も「オークラ千葉ホテル（1泊朝食付）」、「黒潮荘（1泊2食付）」、「那須の森ヴィレッジ（1泊2食付）」の利用助成金に特別加算（2,000円）を行い、直営施設利用券の適用範囲が2親等から3親等に拡大されます（3親等の範囲（続柄）等については右記コードをご覧ください。29頁も併せてご覧ください。）。



ただし、オークラ千葉ホテルの宿泊者のうち、素泊りご利用時の利用助成金は5,000円。

なお、黒潮荘・那須の森ヴィレッジ宿泊者のうち、素泊り、1泊朝食付、及び那須の森ヴィレッジのキャンプサイトご利用時の利用助成金（2,500円）は、現行のとおりとなります。

また、千葉縣市町村職員互助会加入者は、「保養所等助成金（オークラ千葉ホテル500円、黒潮荘・那須の森ヴィレッジ1,000円）」が併せて適用されます。

お得に直営施設をご利用いただける機会に、是非ご宿泊ください。

施設名	直営施設 利用助成金 (従前額)	特別加算	直営施設 利用助成金 (特別加算後)
オークラ千葉ホテル	4,000円	2,000円	6,000円
黒潮荘	4,500円	2,000円	6,500円
那須の森ヴィレッジ	4,500円	2,000円	6,500円

※オークラ千葉ホテルの特別加算後の6,000円は、朝食付きの場合になります。素泊りの場合は、5,000円となります。

令和8年度 厚生事業予定のご案内



令和8年度は、下記の事業を実施する予定です。初めての方もお気軽にご応募いただき一人でも多くの組合員の皆さまにご参加いただきますよう、お待ちしております。

事業内容	実施予定日	開催予定場所	募集予定人員	共済だより掲載号
テニス教室（1回目）	4/18(土)～19日(日)	那須の森ヴィレッジ	16名	令和8年2月号掲載
ゴルフ大会（1回目）	5/27(水)	浜野ゴルフクラブ	120名	4月号
トレッキング教室（1回目）	6/7(日)～8日(月)	那須の森ヴィレッジ	16名	"
最新ライフスタイル改善術	6/20(土)	オークラ千葉ホテル	40名	"
知ってなるほど健康づくり	6/28(日)	オークラ千葉ホテル	40名	"
シーカヤック教室	7/17(金)	黒潮荘	24名	"
介護講座（1回目）	8/22(土)	オークラ千葉ホテル	40名	6月号
ゴルフ大会（2回目）	8/26(水)	浜野ゴルフクラブ	120名	"
介護講座（2回目）	8/30(日)	オークラ千葉ホテル	40名	"
介護講座（3回目）	9/5(土)	オークラ千葉ホテル	40名	"
カヌー教室	9/6(日)～7日(月)	那須の森ヴィレッジ	16名	"
アウトドアキャンプ教室	9/27(日)～28(月)	那須の森ヴィレッジ	16名	8月号
女性講座	10/3(土)	オークラ千葉ホテル	40名	"
トレッキング教室（2回目）	10/4(日)～5(月)	那須の森ヴィレッジ	16名	"
健康管理講座（血糖値編）	11/1(日)	オークラ千葉ホテル	40名	"
テニス教室（2回目）	11/14(土)～15(日)	那須の森ヴィレッジ	16名	"
メンタルヘルス教室	12/5(土)	オンライン講座	300名	10月号
親子スキー教室（1回目）	令和9年2/26(金)～28(日)	軽井沢プリンスホテル	40名	"
テニス教室（3回目）	令和9年3/5(金)～6(土)	黒潮荘	24名	12月号
親子スキー教室（2回目）	令和9年3/12(金)～14(日)	軽井沢プリンスホテル	40名	10月号

※ 日程等は、天災地変や社会的状況等により、変更もしくは中止になることがあります。

※ 応募者多数の場合は、抽選になります。

※ 事業の詳細は、その都度『共済だより』に掲載（上表右欄参照）します。

お問い合わせ先

福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

ゴルフ大会開催のお知らせ!

共済組合では、組合員の皆さまのスポーツを通じた健康づくりと余暇の活用を目的とした、ゴルフ大会を開催します。

今年度も、比類なき風格と趣を兼ね備えたゴルフコース、「浜野ゴルフクラブ」にて大会を2回開催いたします。

今回は、1回目の大会について下記のとおり募集しますが、2回目の大会も、**上位入賞者に直営施設のペア宿泊券や施設割引券など賞品を用意しますので、奮ってご応募ください。**



1 参加資格

組合員及びその被扶養者（15歳以上（中学生を除く））とします（男女を問いません）。

2 開催内容

(1) 開催日及び開催場所

令和8年5月27日(水)

浜野ゴルフクラブ

午前8時21分スタート～

千葉県市原市永吉937

TEL 0436(52)3111

(2) 募集人数

120名 (30組)

(3) 大会の内容

ア スタート表については、当組合が作成します。

イ プレー後、表彰式等はいりません。成績表は後日代表者宛てに参加人数分送付いたします。また、賞品についても成績表と合わせて代表者に送付いたします。

ウ ゴルフ大会は、現地集合・現地解散となります。

エ 当日は、天候等の状況により開催を中止する場合がありますので、予めご了承ください。

オ 代理参加は認めません。都合により参加できない場合は、速やかに当組合までご連絡ください。



3 募集期間及び申込方法

オンライン申込のみ

4月以降に共済組合のホームページに掲載されるゴルフ大会の申込フォームから必要事項を入力し、申し込みをしてください。**申込期限は、令和8年4月30日23時59分**です。

また、1回の申込は4名様までのご応募とさせていただきます。

*代表者を入れ替えての複数応募は、ご遠慮ください。

*参加者の決定は抽選とし、結果については、後日代表者に通知します。

また、1人でも多くの方にご参加いただき、直前でキャンセルされる方を減らすため、当選されたら参加が確実な方のご応募をお待ちしております。**なお、抽選結果に関する照会をご遠慮ください。**



4 参加者負担金

1名様 現金 8,000円

*負担金には、1Rキャディ付プレー、昼食代（ランチ及び1ドリンク付き）、プレー終了後飲み物代（1ドリンク分）、練習ボール（1コイン）、ゴルフ場利用税、消費税が含まれています（売店利用代、追加料理等については、各自精算となります）。

5 上位者賞品

1位……………直営施設（那須の森ヴィレツジ・黒潮荘）
ペア宿泊券

2位、3位……………直営施設利用券 5,000円

4位、5位……………直営施設利用券 3,000円

6位～8位……………オークラ千葉ホテル10F
スパ・スカイビュー無料招待券2枚

〈個人情報の利用目的〉

お申し込みいただいた個人情報は、ゴルフ大会運営における以下の目的に利用し、その他の目的には一切利用いたしません。

1. 申し込み確認と参加者名簿を作成するため 2. ゴルフ場への利用登録のため 3. その他、ゴルフ大会を円滑に運営するため

お問い合わせ先

福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

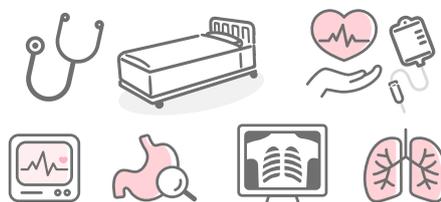
「新・団体医療保険」のご案内

～2026年6月1日から募集開始～

共済組合では、高額になりがちな先進医療に関する費用も補償する「新・団体医療保険」を取り扱っております。保険料は、団体割引が適用されますので、個人で加入するより割安です。補償プランの主な特長は、次のとおりです。
なお、詳細は共済だより6月号でお知らせします。

疾病・傷害補償プランの特長

- 保険料は、団体割引**20パーセント**適用
- 国内外でのケガ・病気による入院・手術を補償
- 日帰り入院から補償



オプション補償

- 三大疾病診断保険金支払特約として、被保険者が三大疾病（がん・急性心筋こうそく・脳卒中）となった場合に、一時金をお支払いします。



募集期間

2026年6月1日(月)から2026年6月12日(金)

※中途加入は、随時受付しております。



ご家族の
皆様もご加入
できます。

このご案内は、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店までお問い合わせください。

パンフレットは、共済組合ホームページからもご覧いただけます。



お問い合わせ先
取扱代理店

有限会社ちば共栄サービス TEL 043(248) 1536

(受付時間：平日の午前9時から午後4時まで)

承認番号：SJ25-14937 承認日：2026年2月20日

市町村職員年金者連盟のご案内

市町村職員年金者連盟は、各都道府県において組織されており、半世紀以上にわたり市町村職員共済組合員の皆様の退職後の生活の応援と年金制度改善に向けた取り組みを行っている団体です。

千葉県市町村職員年金者連盟は、全国市町村職員共済組合連合会の年金受給資格を有する方^(※1)の他、市町村・一部事務組合を退職された60歳以上の方^(※2※3)が加入いただけます。



- ※1 千葉県市町村職員共済組合が所轄する方に限ります。
- ※2 組合員期間が「短期組合員」または後期高齢者短期組合員 だけの方はご加入いただけません。
- ※3 60歳以上の方で、かつ、退職をされている方であれば、再任用職員の方も加入いただけます。

各種事業内容は当年金者連盟ホームページをご覧ください。
<http://www.chiba-munic-nenkinren.jp>



ちょっと覗いて
みてください

退職後のセカンドライフの中にぜひ年金者連盟をお加えください。～みんな入ろう年金者連盟～

お問い合わせ先

千葉県市町村職員年金者連盟 TEL 043(248) 1059 (月～金 (祝祭日を除く) 9:00～16:00)

令和8年度 契約施設のお知らせ

新規契約施設のお知らせ

令和8年度から、次の施設が契約施設となりましたのでお知らせいたします。

※詳細については、別冊「令和8年度契約施設一覧」をご参照ください。

●宿泊施設

所在地	施設名	電話番号
長野県 北志賀よませ	ホテルカスケード	0269(33)1155
静岡県 浜松	ホテルリステル浜名湖	053(525)1222

●遊園施設

所在地	施設名	電話番号
千葉県	我孫子市 我孫子市杉村楚人冠記念館	04(7187)1131
	我孫子市 我孫子市白樺文学館	04(7185)2192
	白井市 白井市プラネタリウム館	047(492)1125
	市原市 市原歴史博物館	0436(41)9344
	千葉市若葉区 ちはる農園	080(3305)1583
千葉市緑区 StrawberryFarm シヤインベリー	080(3305)1583	

●リフレッシュ施設

所在地	施設名	電話番号
千葉県 柏市・市川市	スポーツクラブ メガロス	047(168)2100 (柏)
		047(314)0600 (本八幡)

新規契約医療機関のお知らせ

令和8年度から、下記の医療機関が契約検査医療機関となりましたのでお知らせいたします。

●東京地区

医療機関名	所在地
赤坂山王メディカルセンター	東京都港区赤坂4-1-26
国際医療福祉大学三田病院	東京都港区三田1-4-3
山王メディカルセンター	東京都港区赤坂8-5-35

契約満了医療機関のお知らせ

右記の契約検査医療機関については、令和7年度で契約満了となります。
令和8年度においては助成を受けることができませんのでご注意ください。

契約満了施設のお知らせ

皆さまにご利用いただきました次の契約施設は令和8年3月31日をもって、契約期間満了となりました。

令和8年4月1日以降は、利用券及び入園券は使用できませんのでご注意ください。

●宿泊施設

所在地	施設名	
栃木 那須	ホテルラフォーレ那須	
神奈川 箱根	ラフォーレ 箱根強羅 湯の樓	
	箱根園コテージ	
山梨 山中湖	富士マリOTTホテル山中湖	
長野	八方尾根	コートヤード・バイ・マリOTT白馬
	軽井沢	軽井沢マリOTTホテル
	白馬	白馬アルプスホテル
	志賀高天ヶ原	高天ヶ原ホテル
越後湯沢	K・Lodge	
静岡 伊東	カントリーインピーウィット	
	ラフォーレ 伊東温泉 湯の庭	
	ホテルラフォーレ修善寺	
滋賀 守山	琵琶湖マリOTTホテル	
京都 京都	ホテル 平安の森京都	
和歌山 白浜	南紀白浜マリOTTホテル	

●遊園施設

施設名
お菓子の城 那須ハートランド 那須 花と体験の森
白浜いちご狩りセンター
omuche outdoor&sports club (オムーチエ)

人間ドック契約内容変更のお知らせ

人間ドック検査医療機関一覧について、下記のとおり変更となりますのでお知らせいたします。変更年月日は、令和8年4月1日です。

●京葉地区

検査医療機関名	変更前	変更後	一覧掲載ページ
千葉労災病院	子宮頸部 3,850円	子宮頸部 なし 子宮ガン 9,350円 (頸部+エコー)	P4

●京葉地区

医療機関名	所在地
東京ベイ先端医療 幕張クリニック	千葉市美浜区豊砂1-17

組合会議員の就職について

令和7年12月6日をもって第1区選出の小坂泰久議員（前酒々井町長）が退職されたため、去る令和8年1月20日に補欠選挙を執行した結果、橋本浩氏（栄町長）が同日付けで組合会議員に就職されましたのでお知らせします。

また、令和7年12月24日をもって第7区選出の太田洋議員（前いすみ市長）が退職されたため、去る令和8年1月29日に補欠選挙を執行した結果、高橋恭市氏（富津市長）が同日付けで組合会議員に就職されましたのでお知らせします。

なお、任期は前任者の残任期間の令和8年11月30日までとなります。

役員の就職について

令和8年3月5日に理事の補欠選挙を執行した結果、橋本浩議員（栄町長）及び宮本泰介議員（習志野市長）が同日付けで理事に就職されましたのでお知らせします。

なお、任期は前任者の残任期間の令和8年11月30日までとなります。

組合会ニュース

第210回組合会が、去る3月5日午後1時から、オークラ千葉ホテル2階「ブリストル」において開催されました。

議題は、監査の報告、令和7年度変更事業計画及び予算（第1次）、令和8年度事業計画及び予算、定款の一部変更及び諸規則の一部改正等であり、各議題とも慎重に審議が行われた結果、原案のとおり議決されました。組合会に上程された議案は、次のとおりです。

- 報告第1号 総務大臣が実施した監査の結果と指摘事項に対する改善措置について
- 報告第2号 監査報告書（施設監査）の提出について
- 報告第3号 監査報告書（上半期監査）の提出について
- 議案第1号 令和7年度変更事業計画及び予算（第1次）について
- 議案第2号 令和8年度事業計画及び予算について
- 議案第3号 千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更について
- 議案第4号 千葉県市町村職員共済組合助成金交付規則の一部改正について
- 議案第5号 千葉県市町村職員共済組合保養所設置規則の一部改正について
- 議案第6号 千葉県市町村職員共済組合設置規則の一部改正について
- 議案第7号 千葉県市町村職員共済組合那須高原ちば保健センター設置規則の一部改正について

● 保健課資格係における組織の改変について

組合員等の増加に伴い保健課資格係の管理体制を強化し、円滑な業務遂行を図るため、令和8年4月1日から下記のとおり係を2係に変更します。

変更前	変更後	電話番号及び主なお問い合わせ内容
資格係	資格管理係	043(248)1116
		<ul style="list-style-type: none"> ・組合員等の資格、管理に関すること ・資格確認書等の交付、更新及び検認に関すること
	資格調定係	043(248)1116
		<ul style="list-style-type: none"> ・組合員等の資格、調定に関すること ・掛金負担金に関すること

給付金送金日のご案内

4月28日(火)、5月28日(木)、6月26日(金)
 ※給付金請求書の締切日については、各担当課へお問い合わせください。

共済貯金の払戻日のご案内

4月28日(火)、5月28日(木)、6月26日(金)
 ※払戻・解約請求書の締切日は、組合員の方については各所属所により異なりますので、お勤め先の共済事務担当課へお問い合わせください。
 任意継続組合員の方については、払戻月の10日（12月は7日）（土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までに共済組合に到着です。
 4月1日現在の利率は1.9%（税引後1.514015%）です。

任意継続組合員の皆さまへ

4月は5月分の掛金、5月は6月分の掛金の払戻月です。月内に必ず納入されますようお願いいたします。また、口座振替の方は5月分の振替日が4月27日、6月分の振替日が5月26日となりますので、残高不足とならないよう、残高の確認をお願いします。

組合の概況（令和8年2月末現在）

- ①団体数 市……………37
町村……………17
一部事務組合等……………46
計……………100
- ②組合員数 男……………37,296人
女……………42,209人
計……………79,505人
- ③被扶養者数……………45,588人
- ④任意継続組合員数……………1,564人

税務・法律相談のご案内

～お気軽にご相談ください～

共済組合では、毎月1回、税務・法律に関する相談室（無料）を開設しています。開始時刻は原則として午前中で、申込受付順となります。

相談をご希望の方は、各所属所の共済事務担当課に備え付けの「相談申込書」または任意の書式に**必要事項（下記）**をご記入のうえ、開設日の**15日前まで（必着）**に下記宛で**親展**でご送付ください。

※以降のお申し込みは、次回の相談日になりますので、ご了承ください。
 ※相談内容はできるだけ詳しくご記入ください。

必要事項

- ①所属所名及び所属部署名
- ②組合員氏名
- ③組合員証記号・番号
- ④自宅住所
- ⑤自宅電話番号
- ⑥勤務先電話番号
- ⑦日中、連絡のとれる電話番号
- ⑧相談希望日
- ⑨相談内容

税務・法律相談お申し込み・お問い合わせ先

〒260-8502 千葉市中央区中央港1-13-3
 千葉県市町村職員共済組合 福祉課厚生係

TEL 043(248)1114（福祉課厚生係直通）

5月・6月の相談室開設日

税務相談室 税理士 青木 幸弘（あおき ゆきひろ）
 5月12日(火)、6月9日(火)

法律相談室 弁護士 河邊 義範（かわべ よしのり）
 5月13日(水)、6月10日(水)

メンタルヘルス相談室

こころの悩みに心理カウンセラーが対応します。

ご相談は当組合専用の電話・面談またはWEBで対応しております。

また、守秘義務に則りプライバシーの保護を厳守しておりますので、安心してご相談ください。

たとえばこんなとき…

- ・ストレスがたまってイライラしている
- ・職場やプライベートの人間関係で悩んでいる
- ・夜中や早朝に目が覚めてしまい、あまり眠れない
- ・子どもが不登校になってしまった
- ・誰かに話を聞いてもらいたい…

スポットカウンセリング（予約不要）

電話・Web
 相談受付時間
 ☎電話 9:00～22:00・年内無休
 🌐Web 24時間・年内無休

継続カウンセリング（予約制）

対面・オンライン面談・電話
 予約受付時間
 ☎電話 月～金 9:00～21:00
 土 9:00～16:00
 （日曜・祝日・12/31～1/3を除く）
 🌐Web 24時間・年内無休

☎ 0120(765)232

全国共済施設案内 「東京都」

東京都市町村職員共済組合



東京都市町村職員共済組合 保養所

シーサイドいずたが



四季折々の食材を活かした夕食をご用意してお待ちしております。お食事は、お部屋でくつろぎながらお楽しみください。

伊豆が育む四季の幸と海辺の眺めに心やすらぐひととき



◆ご宿泊料金◆

平日利用 1泊2食付き
(1室2名利用、部屋風呂なし)

15,475円～ (税・サービス料込み)

〒413-0101

静岡県熱海市上多賀12番地 TEL 0120-73-1241 (8:00～20:00) <https://t-kyosai.jp/izutaga>



国道135号線沿い長浜海水浴場前/JR伊東線伊豆多賀駅より徒歩10分(無料送迎バスあり)/JR東海道線熱海駅より東海バス「網代旭町」行き「長浜」バス停すぐ

ビジネスにも観光にも便利なJR立川駅南口より徒歩7分に立地
落ち着いた上質な空間をご提供いたします

✿ hotel nikko tachikawa tokyo



客室 (モデレートツイン)

組合員特別割引価格 ご宿泊料金

モデレートシングル

1室1名ご利用 … 13,168円

モデレートダブル

1室2名ご利用 … 17,424円

モデレートツイン

1室2名ご利用 … 27,304円

※ 上記料金は消費税、宿泊税、サービス料を含む1室あたりの金額です。
※ 朝食は1名様3,300円 (消費税・サービス料込) でご利用いただけます。



レストラン All Day Dining 紗灯



チャペル「フルリール」



大宴会場「マグノリア」



ホテル外観

| 交通アクセス |

電車：JR新宿駅より中央線特別快速にて約25分/JR立川駅南口から徒歩7分/多摩モノレール 立川南駅から徒歩8分
お車：中央自動車道 国立府中ICより約4.5km

ホテル日航立川 東京

〒190-0022 東京都立川市錦町1-12-1 TEL. 042-521-1111 (代表)

HP <https://hotelnikko-tachikawatokyo.jp/>



※千葉県市町村職員共済組合の組合員及びその被扶養者の方が「シーサイドいずたが」「ホテル日航立川 東京」に宿泊される場合、契約施設利用券 (助成券) を利用するとお1人につき2,500円の控除が受けられます。

ご予約好評受付中!



早めのご予約が
お得です

4月5日(日)から オープン

那須の森ヴィレッジでは、今年度も引き続き、“どこよりも安心できる皆さまのための施設”として、組合員の皆さまが安心・安全にご利用いただける施設運営に努めてまいります。

また、この間、当施設では、昨今の飲食材料費を中心とした物価高騰の影響等への対策として、仕入先の精査等をはじめとした出来得る限りの対応を行ってきたところですが、当施設の強みである食の品質・魅力やサービス水準を維持し、安心安全な施設運営を行っていくため、今年度から以下のとおり料金改定をさせていただきます。今後も、那須の森ヴィレッジは、組合員の皆さまに旬のおいしい料理と温泉で心身ともに「くつろぎ、やすらぎ」の時間をお過ごしいただけるよう、更なるサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

●**宿泊料** (税サ別、以下同様)
大人+400円、小人+200円

●**食事料** (夕食)
大人各プラン一律+500円
小人各プラン一律+300円

●**食事料** (朝食)
一律+300円

※詳細については、那須の森ヴィレッジまで直接お問い合わせください。



(和食会席)



(洋食)



(特選和食会席)

※写真はイメージです。

バリエーション豊富なお得プラン

夏期期間前まで

今年度も各種お得なサービスプランを豊富にご用意しております。

特!
2,000円

令和8年度も直営施設助成金に特別加算(2,000円)が加わりお得にお泊まりいただけます!



▶ **和食会席プラン**

1泊2食付 **8,800円**~

旬の食材と地のものにこだわった和食会席!

▶ **焼肉プラン**

1泊2食付 **8,800円**~

ファミリーに人気のプラン。ボリューム満点!

▶ **那須高原和牛ステーキプラン**

1泊2食付 **10,500円**~

ステーキがメインのカジュアルコース!

▶ **洋食プラン**

1泊2食付 **10,500円**~

メインのお肉とお魚の両方が楽しめる、洋食フルコース!

▶ **季節の特選和食会席プラン**

1泊2食付 **12,400円**~

厳選された地元食材を使用した季節感あふれる特選料理!

※掲載料金は、料金改定後のものとなります。

※掲載料金は、県互助会を含む助成金及び特別加算(2,000円)控除後の金額となります。

※1泊2食、消費税、奉仕料、入湯税を含みます。

※繁忙期は、1,210円が加算されます。

キャンプ場ご利用方法のご案内

- 1 開設期間**
令和8年4月25日(土)～9月30日(水)まで
※今年度は上記期間中の祝前日、夏期間についても開設いたします。
- 2 利用料金等**
フリーテントサイト使用料……1,400円(1サイト・1泊)
(助成金控除後の金額となります。フロントで代表者の方が助成券をご提出ください。)
*フリーテントサイトサイズ……縦5.4m×横3.6m、砂利敷
*前記料金の他に、別途、入湯税等を申し受けます。(中学生以上の方)
- 3 利用時間**
到着日の午後3時から出発日の午前10時まで
- 4 キャンプ場ご利用のお申し込み**
●申込方法
下記連絡先へお電話でご連絡ください。

※インターネットによるお申し込みはできませんのでご注意ください。

●ご利用日及び受付開始日

キャンプ場ご利用日	受付開始日
4月25日から6月30日	予約受付中
7月1日から7月31日	4月1日(水)9時～
8月1日から8月31日	5月1日(金)9時～
9月1日から9月30日	6月1日(月)9時～

令和8年度も、平日ご連泊者(2泊以上)^{*}さま限定で「多目的運動場」と「キャンプ場」の無料開放サービス(先着受付順)を実施します!ご予約時にお申し付けください。

^{*}キャンプ場のご利用者さまを除きます。



テニス(1面)やフットサル(全面)などにご利用いただけます。
テニスラケットやテニスボール、また、サッカーボールやピスなども無料でご利用いただけます。(2時間※混雑時は1時間のご利用とさせていただきます。)

野外バーベキュー(持ち込みOK)などにご利用ください。
上記キャンプ場開設期間でのご利用とさせていただきます。



那須の森ヴィレッジのお得な割引特典!!

1 早めのご予約がお得! 早割りキャンペーン!!

月曜～木曜日限定(祝前日、夏期間7/18～8/31を除く)で1人1泊ごとに下記金額が宿泊料から割引となります。

名称	対象期間 (ご利用月を含めた月数)	大人割引額
早割り5	6カ月前から5カ月前のご予約	1,000円
早割り3	4カ月前から3カ月前のご予約	500円

2 60歳以上の方が一緒にお得! シルバー割引!!

日曜～金曜日限定(祝前日、夏期間を除く)で60歳以上の方が宿泊される場合、シルバー割引としてグループ全員の大人の宿泊料から500円割引となります。

3 日曜日の宿泊がお得!

学校行事振替休日キャンペーン!!

日曜日(祝前日、夏期間を除く)にご宿泊のお子様(小学生以下)の宿泊料が無料!



●上記の割引との併用が可能な平日連泊でのご利用がおすすめです!

日曜～木曜日での宿泊がお得! 平日割引プラン
(祝前日、夏期間7/18～8/31を除く)

★平日割: 宿泊料金から大人1名様ご1泊につき500円割引いたします。

※夏期間前(7/17)までの平日が対象となります。

★平日連泊割: 3泊以上の場合、さらに宿泊料金から10%割引いたします。

→→→平日割ご利用で……

なんと大人1名様8,300円からのご利用が可能です!!

かも・なすWキャンペーンにつきましては、
3頁「黒潮荘つうしん」をご参照ください。



夏期間のお申し込み

夏期間キャンセル待ち申込受付のご案内

※お電話によるお申し込みのみとなります。

令和8年3月1日から夏期間のキャンセル待ちを受け付けております。お日にちにより、空室もございますので、お早めにお申し込みください。

夏期利用申込はがきの結果通知は捨てないでください!!

4月5日から7月17日までの期間に那須の森ヴィレッジをご利用される場合は、夏期利用申込はがきをご持参ください。サービス券や追加料理が当たるくじ引きに参加できます。(当選・落選問わず、抽選後のはがきが対象となります。)

直営施設利用券のご案内

直営施設利用券は、3親等内及びその配偶者の方までご利用いただけます。ご使用の際は、チェックイン時に必ず記号番号の確認できる「資格確認書」、「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」、「マイナポータルの資格情報画面」、「後期高齢者等組合員証明書」等をご持参ください。
※詳細については、利用券「注意事項」及び裏面の記載内容をご確認ください。

Gateway for Nature Activity



お問い合わせ・
お申し込み

那須の森ヴィレッジ(直通)

TEL 0287(78)1636

※平日・休日とも午前9時から午後5時までのご案内となります。

那須の森ヴィレッジ

検索

詳しくは、お電話またはホームページをご覧ください。

〒325-0303 栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山3375-637



レストラン特別割引 (最大20%割引)について

～ご家族や職場の皆さまで、
この機会に是非お越しくださいませ。～

組合員・被扶養者のほか、直営施設利用助成券利用者

(3親等以内の親族及びその配偶者)の

お客様がレストラン・バーをディナータイムに
ご利用の際、組合員等資格確認書類(コピー可)を
ご提示で10%割引させていただきます。

さらに、One Harmony 会員特典の10%割引とも
併用いただけます。



レストラン特別割引期間

2026年4月1日(水)～2026年6月30日(火)

※5月2日(土)～5月5日(火)は除く

お問い合わせ・ご予約

朝食タイム 7:00～9:30

ランチタイム 11:30～14:00

ディナータイム 17:00～21:00

駐車場有料化のご案内

駐車場をこれまで以上に安全に安心してご利用いただくことなどを目的に、2026年7月頃よりカメラ式の駐車場管理システムによる有料化を図る予定です。

ホテルを利用されたお客様におかれましては、その利用内容に応じて「駐車サービス券」を発行させていただきます。詳細につきましては、6月頃にホームページなどでご案内いたします。

何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

春祭り in パティオ

5月23日(土) 13:00～16:00

心地よい春風感じながら、中庭で楽しむ「春祭り」を開催いたします。屋台グルメをはじめ、お子様よろこぶ縁日コーナーが登場！ご家族皆様でお楽しみいただけます。

詳細については、ホテル公式HPに掲載させていただきます。

春のひとときを、ホテルの中庭で華やかにお過ごしください。

お問い合わせ・ご予約

営業企画課

TEL 043(248)1302

平日 10:00～18:00

レストラン「セブンスーズ」組合員様限定クーポン

※組合員様がご一括でお会計いただきました場合、ご一緒の皆様全員を同様の割引対象とさせていただきます。
※ご予約の際に、本券ご利用の旨をお申し出ください。 ※ご注文の際に、組合員等資格確認書類と本券を必ずご提示ください。
※他の割引券等の併用はお受けいたしかねます。

4月 5月

ウィークデーランチbuffet ～シーフード～

4月1日(水)～5月29日(金)の平日

組合員様特別料金

大人 2,300円 (一般3,000円)
小学生 1,700円
4歳以上の幼児 1,100円

ランチタイム

4月

和洋中折衷コース お祝いディナー

～4月19日(日)

※3日前までの完全予約制

組合員様特別料金

お一人様 8,000円 (一般9,000円)

ディナータイム

有効期限：4月1日(水)～5月29日(金)

有効期限：4月1日(水)～4月19日(日)

組合員様だけがご利用いただける専用ページからのご予約等で、おトクがいっぱい！

オークラ千葉ホテル 検索

千葉県市町村職員共済組合 組合員の皆様へ

ID okura パスワード chiba

組合員様限定 開業25年&披露宴会場コーディネートリニューアル! ANNIVERSARYプラン

千葉県市町村職員共済組合 組合員の皆様とご家族様限定のお得なプランです

通常 30名様 760,000円 のところ…

組合員様限定 30名様 608,000円!!

(お一人様追加 19,000円)

《プランに含まれるもの》

料理/フリードリンク/ウェルカムドリンク/介添料/音響・照明基本料

披露宴会料/親族控室料/消費税・サービス料

《適用期間》~2026年12月31日までに本番を迎えられる方

《適用人数》30名様~ ※30名様以下の少人数プランのご用意もあります。

詳しくは、組合員様専用ページをご確認ください。



組合員様限定スペシャル特典

- *新郎新婦 衣裳 **50%OFF** *フリードリンク **1グレードUPサービス** *メインテーブルフラワー **30%OFF**
- *ゲストテーブルフラワー **30%OFF** *スナップ写真 **15%OFF** *ビデオ撮影 **15%OFF**
- *送迎バス利用 助成 **1台90%(最大120,000円)** *新郎新婦 宿泊 **プレゼント(1泊朝食付き)**
- *宿泊 助成(組合員ご本人様より3親等以内) *ゲスト 宿泊 **ご優待** ※その他ご優待多数!詳しくはご見学時にご確認ください。

料理&おもてなし重視の方へ
和洋中フルコース無料試食会付き

\\月に1度の//

Bridal Fair

4/26(sun) & 5/17(sun)

【1部】10:00~ 【2部】12:10~

予約制・新郎新婦無料 ※同行者1名5,000円

和洋中フルコース無料試食会

チャペル模擬挙式&アフターセレモニー体験

パーティー会場見学

プランナー相談会

会場の雰囲気重視の方へ
本番さながらのパーティー会場を見学できる

\\GW限定//

Coordinate Fair

5/2(sat)~5/6(wed)

【1部】10:00~ 【2部】13:00~

予約優先・無料

パーティー会場&式場見学

ホテルオークラ伝統の味 無料試食

プランナー相談会

2026年3月 2つの会場コーディネートリニューアル!

※イメージは、ホームページに掲載しております。

Bridal Fair & Coordinate Fair 限定特典

フェア当日にご成約で、会場費 **1,500円×お人数分プレゼント!** ※30名様~の披露宴限定。

組合員様専用ページでは、お得なプランや特典も多数掲載しております。

詳しくは、URLやQRコードからご覧ください。

<https://okura-chiba-hotel.official-wedding.jp/page/6/>

ID **okura** パスワード **chiba**



ご婚礼紹介カード (初回来館時のみ有効)

年 月 日

学式者	お名前	ご新郎	組合員等 との関係
		ご新婦	
紹介者	ご住所	ご新郎	
		ご新婦	
挙式日			
所属所名			
組合員等記号番号			
お名前(フリガナ)		()	()
ご住所 〒		電話番号()	

※必要事項をご記入のうえ、学式される方にお渡しください。

オークラ千葉ホテルのウエディング特典は、組合員の皆様はもちろんご兄弟、ご姉妹、ご子息、ご令嬢も特典を受けられます。

適用の範囲 30名様以上の挙式・披露宴をご予定で、結婚式場相談所を介さずご来館の方。

紹介の方法 「ご婚礼紹介カード」に必要事項をご記入のうえ、学式予定の方にお渡しいただき、初回来館時に受付にてご提示くださいますようお願いいたします。

挙式予定者(組合員以外の方)への特典 準組合員特典を適用させていただきます。

ご紹介いただいた方への特典

★オークラ千葉ホテル お食事券・・・10,000円(学式予定者が初回来館された際)

★ギフトカード・・・20,000円(学式予定者がご成約された際)

お問い合わせ・ご予約 プライダグサロン(10:00~18:00) 火曜定休(祝休日除く)

TEL 043(248)1122

※表記の料金はすべて、お一人様あたりの消費税・サービス料を含む総額表記です。



3/12～全客室禁煙になりました!

日～木曜日限定 お部屋タイプはお任せプラン

“オークラの休息をシンプルに体感ください”

スマートステイ**31**プラン (素泊まり**31**プラン)

助成金控除後料金 **お一人様 1泊 3,100円～***1

4月1日(水)～2027年3月31日(水) *2

[プランに含まれるもの]

1名様1泊分のご宿泊代
スパ・スカイビュー(温浴施設)のご利用
消費税・サービス料

“1日の良い(4)始まり(8)は、和洋中の朝食ブッフェで”

スマートステイ**48**プラン (朝食付き**48**プラン)

助成金控除後料金 **お一人様 1泊 4,800円～***1

4月1日(水)～9月30日(水) *3

[プランに含まれるもの]

1名様1泊分のご宿泊代
スパ・スカイビュー(温浴施設)のご利用
レストラン「セブンシーズ」でのご朝食
消費税・サービス料



*1 助成券控除額によっては、お客様負担額が異なる場合がございます。

*2 金・土曜日・祝前日および、4/29(水・祝)～5/5(火・祝)、8/11(火・祝)～8/15(土)、12/29(火)～2027/1/4(月)は除く。

*3 金・土曜日・祝前日および、4/29(水・祝)～5/5(火・祝)、8/11(火・祝)～8/15(土)は除く。

※One Harmony会員特典「客室ワンランクアップグレード」は対象外とさせていただきます。

オークラ千葉ホテル

お問い合わせ・ご予約 **TEL043-248-1111**

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3 千葉みなと駅より徒歩5分